

第3次光市男女共同参画基本計画（素案）について

光 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題	5
1 社会経済情勢の変化	
（1）人口の減少・少子高齢化の進行	5
（2）家庭環境と地域社会の変化	6
（3）雇用を取り巻く環境	7
2 国・県の動向	
（1）国の動向	9
（2）県の動向	10
3 市民アンケート調査からみる現状と課題	11
4 「第2次光市男女共同参画基本計画」の検証	18
第3章 基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 施策の体系	32
第4章 施策の展開	35
基本目標Ⅰ 『改革』 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革	
重点項目1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	35
重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	38
基本目標Ⅱ 『拡大』 あらゆる分野における女性の参画の拡大	
重点項目3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	41
重点項目4 地域における男女共同参画の推進	44
基本目標Ⅲ 『活躍』 女性の活躍の推進と男女が共に働きやすい環境の整備	
重点項目5 働く場における女性の活躍の推進	47
重点項目6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	51
重点項目7 子育て・介護支援の充実	54
基本目標Ⅳ 『健康』 男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり	
重点項目8 生涯にわたる心と身体健康支援	57

重点項目 9	安心して暮らせる環境の整備	60
重点項目 10	男女間のあらゆる暴力の根絶	63

第5章 計画の推進 72

1	市民との協働による計画の推進	72
2	推進体制の整備・充実	72
3	調査・研究の充実と情報の提供	72
4	国・県及び関係機関との連携	72
5	定期的な計画の評価	72
6	推進体制図	73

資料編

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられる中、国においては、法制度の整備など様々な取組みが行われてきているものの、少子高齢化や人口減少社会の進行、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化等を背景に、その意義について改めて確認することが求められています。

現在、我が国では、急速な人口減少に伴い、将来の労働力不足が懸念されるとともに、国民ニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、企業等における人材の多様性を確保することが不可欠となっています。

また、新たな価値を創造し、リスク管理等への適応能力を高めるためにも、「我が国最大の潜在力」である女性の力を最大限に発揮することが緊要な課題であり、さらに一歩踏み込んだ女性の活躍の推進が重要と考えられています。

こうした中、国においては、平成 27 年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を施行するとともに、同年 12 月には「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定、また山口県においても、平成 28 年 3 月に「第 4 次山口県男女共同参画基本計画」を策定されました。

本市でも、平成 19 年 3 月に「光市男女共同参画基本計画」、平成 25 年 3 月に「第 2 次光市男女共同参画基本計画」を策定し、これまで、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少が大きな課題となっている中、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を構築する地方創生の実現のためには、これまでの取組みに加え、さらに女性の活躍にも重点を置き、男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の形成を推進することが必要です。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢や、様々な課題に対応するため、これまでの取組みと、「第 2 次光市総合計画」や「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「光市人口ビジョン」等の方向性を的確に捉えた上で、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第 3 次光市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「第 2 次光市総合計画」の個別計画とし、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「第 4 次山口県男女共同参画基本計画」を踏まえ策定するとともに、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

- (2) 本計画のうち、「基本目標Ⅱ 『拡大』 あらゆる分野における女性の参画の拡大」及び「基本目標Ⅲ 『活躍』 女性の活躍の推進と男女が共に働きやすい環境の整備」を、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- (3) 本計画のうち、「基本計画Ⅳ 重点項目 10 男女間のあらゆる暴力の根絶」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、「第2次光市総合計画」との整合を図り、平成29年度から平成33年度(2021年度)までの5年間とします。

なお、社会情勢等の変化や計画の進捗状況、国、県の動向を踏まえながら、適宜見直しを行います。

平成	25	26	27	28	29	30	31	32	33
西暦	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
光市総合計画	光市総合計画 後期基本計画				第2次光市総合計画				
光市男女共同参画基本計画	第2次光市男女共同参画基本計画				第3次光市男女共同参画基本計画				

第2章

男女共同参画を取り巻く現状と課題

第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

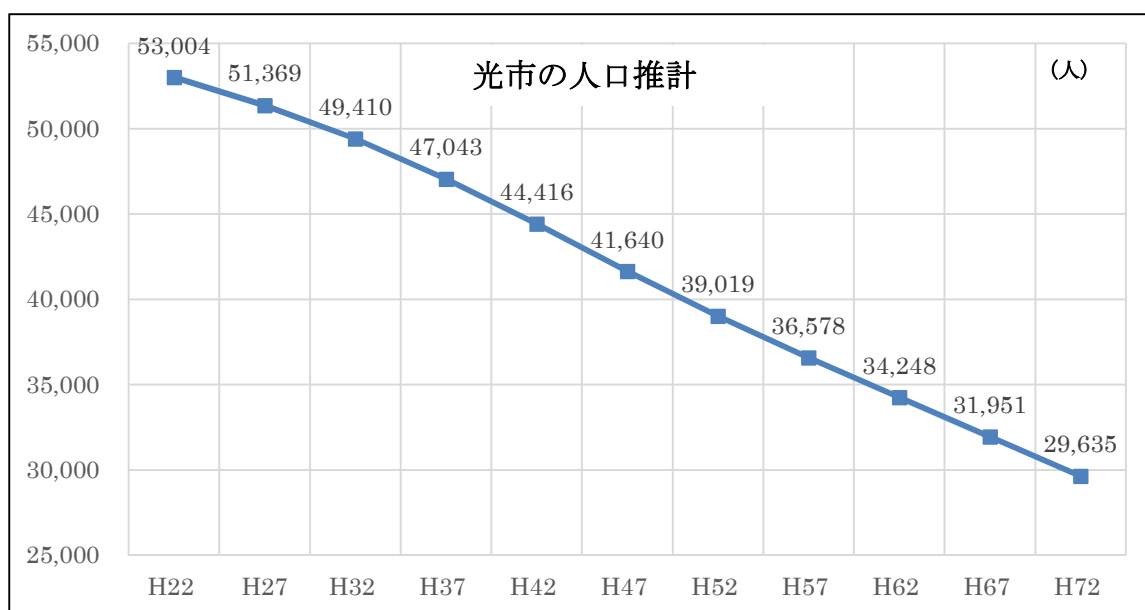
1 社会経済情勢の変化

(1) 人口の減少・少子高齢化の進行

本市の総人口は、昭和59年の58,715人をピークに減少に転じ、平成27年には51,369人となっています。また、今後さらに人口減少が加速し、平成72年(2060年)には、3万人を割ることが予測されています。

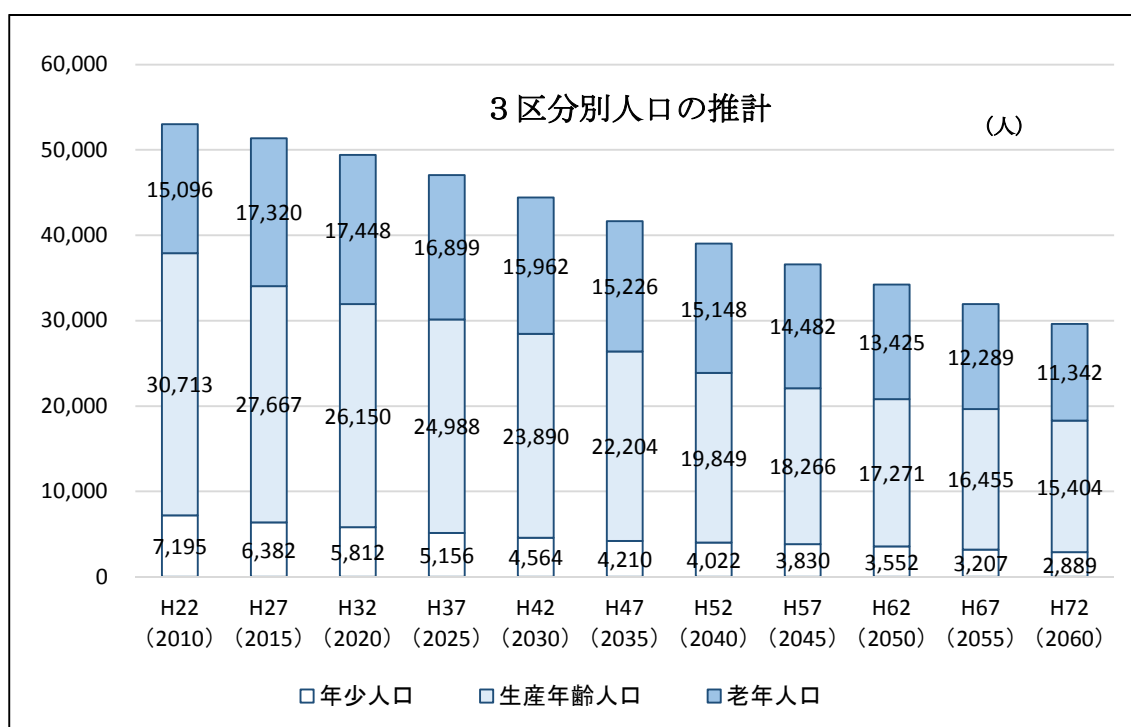
また、人口減少と併せて少子高齢化も進んでおり、平成17年に21%を超えた65歳以上の人口割合は、平成26年には32.7%に達し、さらに今後、約40%近くまで上昇すると予測されています。

さらに、働く世代でもある15歳以上64歳以下の生産年齢人口の割合は低下を続けるとともに、14歳以下の年少人口の割合は、平成26年の12.7%から平成72年(2060年)には10%を割り込むなど著しい低下が予測されています。



【光市人口ビジョン】

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計に準拠した指針

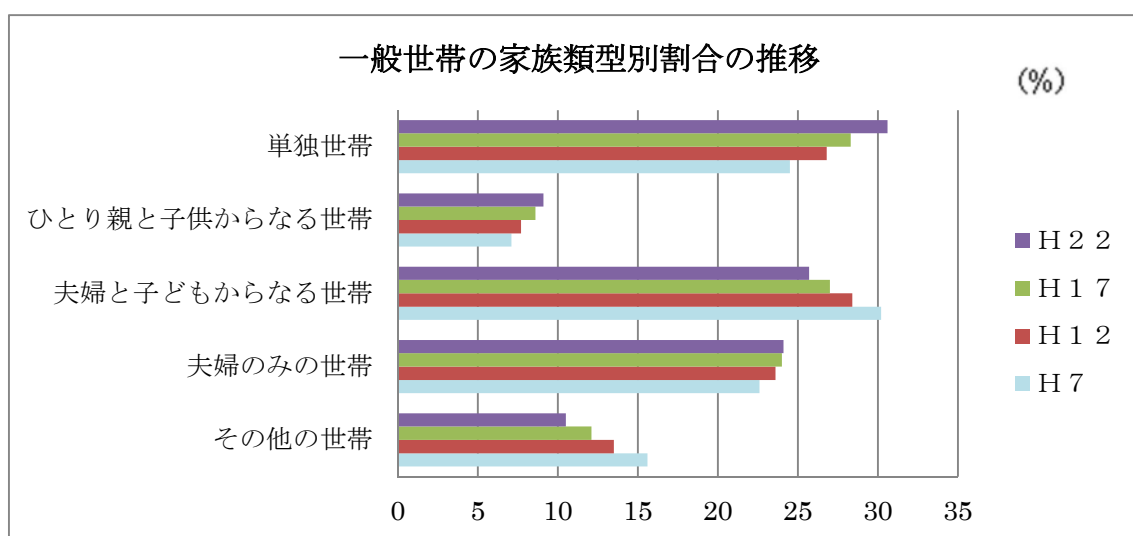


【光市人口ビジョン】

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計に準拠した指針

(2) 家庭環境と地域社会の変化

本市では、1世帯あたりの平均人員が減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど家族形態が変化しています。地域社会におけるつながりの希薄化や災害発生時における要配慮者支援の在り方など課題は深刻化しています。



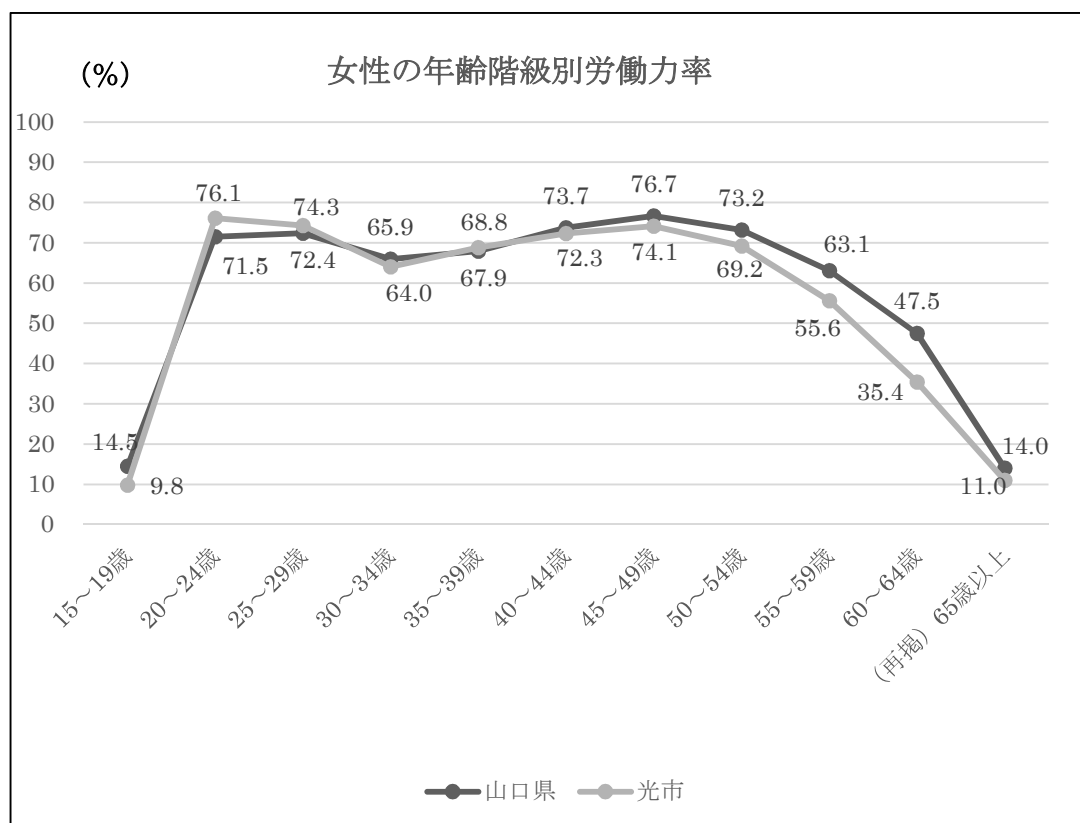
【平成22年以前 国勢調査】

(3) 雇用を取り巻く環境

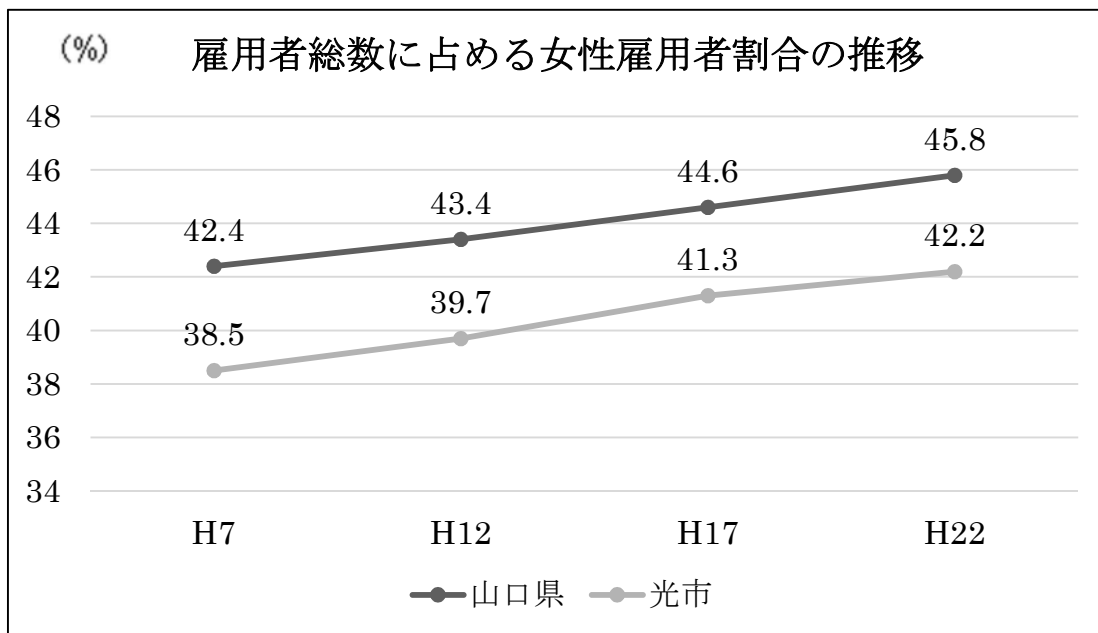
本市においては、雇用者に占める女性の割合は増えていますが、女性の年齢階級別の労働力率は、20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、40歳代後半まで上昇するなど、全体としてM字カーブを描いており、多くの女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育てが一段落した段階で、再び就業している状況がうかがえます。

雇用形態においても、県の統計によれば男女とも正規の職員・従業員の割合が低下し、パート・アルバイトなど非正規雇用の割合が上昇している状況です。

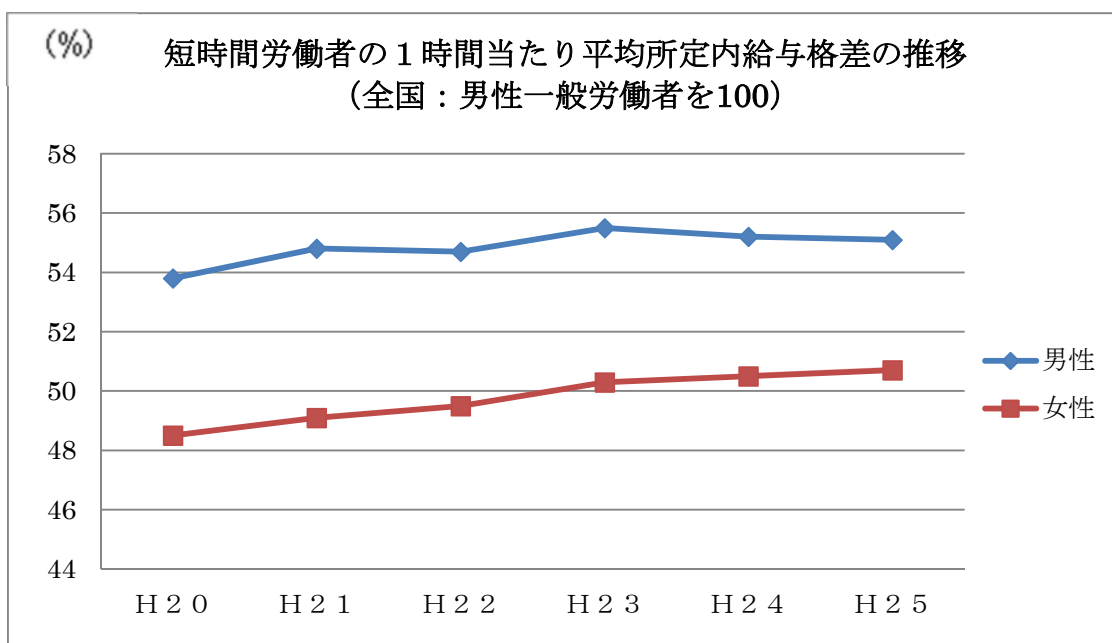
また、短時間労働者と一般労働者の賃金格差は改善傾向にあるものの、短時間労働者の賃金は低い水準に留まっています。



【平成22年 国勢調査】



【平成22年以前 国勢調査】



【内閣府 男女共同参画白書】

2 国・県の動向

(1) 国の動向

ア 「女性活躍推進法」の制定

我が国における急速な少子高齢化の進行、国民のニーズの多様化等を踏まえ、自らの意思で職業生活を営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍することで、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性活躍推進法」が平成 27 年 9 月に施行されました。

この法律では、国、地方公共団体、事業主が担う責務を明らかにし、集中的・計画的に取り組んでいくこととしています。特に事業主に対しては「一般事業主行動計画」の策定・実施によるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進、仕事と家庭生活との両立支援等、女性の活躍推進に関する新たな取組みが設けられました。

イ 「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が、平成 26 年 4 月に 10 年間延長・改正されました。

今回の改正により、次世代育成支援対策の実施状況が特に優良な事業者に対する特例認定制度が創設されました。これにより、一層の仕事と家庭の両立支援等の取組みの推進・強化が図られました。

ウ 「DV防止法」の改正

配偶者からの暴力の現状に的確に対応するため、「DV防止法」が改正され、平成 26 年 1 月に施行されました。これにより、被害者の範囲に、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含まれることになりました。

エ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

近年のストーカー行為等の実情を踏まえ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）が改正され、平成 25 年 10 月に施行されました。これにより、婦人相談所等は、ストーカー行為などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されました。

オ 国の「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」に基づく、国の「第 3 次男女共同参画基本計画

(平成 22 年 12 月策定)を改定した「第 4 次男女共同参画基本計画」が平成 27 年 12 月に策定されました。

○国の「第 4 次男女共同参画基本計画」の概要

主な改定内容（第 3 次計画からの変更点）

- ・男女共同参画社会として目指すべき方向性を 3 つの政策領域に体系化
- ・男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍を、計画全体にわたる横断的視点に位置付け

(2) 県の動向

ア 「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定

新たな県政運営の指針として、山口県の現状と課題を的確に把握し、今後県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、かつ、その基本方向に沿って取り組むべき具体的な施策を掲げた実行計画として、平成 27 年 3 月に策定されました。

その中で、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、仕事と子育て等の両立支援、女性の再チャレンジ支援、地域における女性の活躍の促進などに取り組むこととされました。

イ 「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」のうち、産業、地域、人材の活力の創出に資する施策を重点化し、人口減少の克服に向けた実効性のある地方創生の取組みを推進するための実践的な計画として、平成 27 年 10 月に策定し、その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」を掲げ、地域や職場における女性の活躍を促進することとされました。

ウ 「やまぐち産業戦略推進計画」の改定

山口県の強みを活かした、成長分野の産業に重点的に取り組む施策を推進する計画として策定された「やまぐち産業戦略推進計画」において、「産業を支える女性の活躍推進」の項目を新たに追加した第 1 次改定版を平成 26 年 7 月に、産業面から地方創生に取り組むとした第 2 次改定版を平成 27 年 3 月に策定されました。

エ 「第 4 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」の策定

「DV防止法」に基づく、「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次改定版）（平成 25 年 3 月策定）」を改定した「第 4

次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が、平成 28 年 3 月に策定されました。

オ 男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、20 歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」を平成 26 年 9 月に実施されました。

カ 「第 4 次山口県男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」に基づく、「山口県男女共同参画基本計画（第 2 次改定版）（平成 23 年 3 月策定）」を改定した「第 4 次山口県男女共同参画基本計画」が、平成 28 年 3 月に策定されました。

○計画体系の見直し

「山口県男女共同参画推進条例」の基本理念は維持しつつ、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」や「女性活躍推進法」、県の「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」や「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を踏まえながら、目指すべき方向の大きな柱とするよう、「3 つの基本目標」及び「10 の重点項目」に体系の見直しを行うとともに、「女性活躍推進法」に基づく「都道府県推進計画」として位置付けられました。

3 市民アンケート調査からみる現状と課題

平成 27 年 10 月に、18 歳以上の市民 1,500 名を対象として「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）を実施しました。主な結果は以下のとおりです。 ※回答率 45.1%、回答者数 675 人（男性 262 人、女性 404 人）

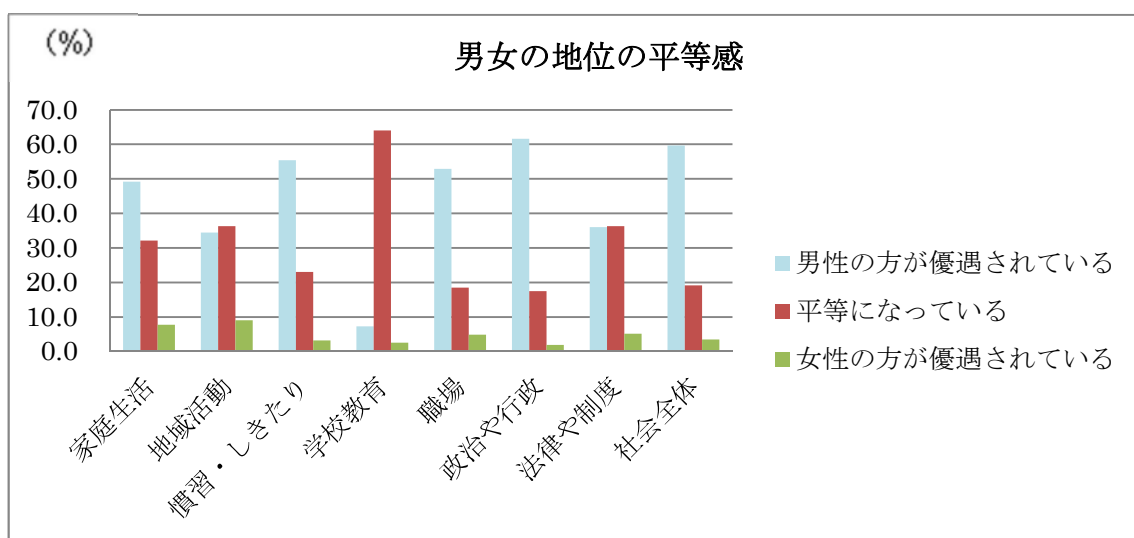
（1）男女の地位の平等について

社会全体における男女の地位の平等意識は、「平等」19.1%で、平成 23 年度調査（以下「前回」という。）26.4%に対し下がるとともに、「第 2 次光市男女共同参画基本計画」の指標の目標値 35.0%も大きく下回りました。これは「地域活動」、「学校教育」、「法律や制度」では「平等」が 35.0%を上回ったものの、「政治や行政」において 17.5%、「慣習・しきたり」23.0%、「職場」では 18.5%と低い値であったためと考えます。

また、社会全体において、「男性優遇」が 59.7%（前回 56.5%）、「女性優遇」は

3.5%（前回 3.3%）となっており、今回調査では「わからない」「無回答」の割合が多いものの、依然として「男性優遇」の状況となっています。

このことから、今後、一層の不平等な慣習やしきたりの改善（生涯学習）、幼少時からの教育（家庭・学校教育）、女性自身のエンパワーメント支援など各分野に及ぶ公的サービスの充実や様々な分野での女性の活躍に対する支援や男女共同参画社会の実現に向けた啓発、教育を行っていく必要があります。



(2) 男女の生き方について

男女の固定的な性別役割分担意識である「男は仕事、女は家庭」について、「賛成」「どちらかといえば賛成」は 41.4% となり、前回 48.4% を下回り、指標の目標値（40.0% 以下）に近づく良い傾向となりました。しかしながら、性別では男性 49.6%、女性 35.9% であり、男性に固定的な性別役割分担意識が多く残っているようです。また、70 歳代以上では「賛成」48.8% であるのに対し、10、20 歳代では「反対」が 60.0% と多く、若い世代では意識改革が進んでいるものと思われます。（※「反対」「どちらかといえば反対」の回答については 44.6%（前回 36.0%））

なお、「賛成」意見の理由としては、「女性が働きに出ると子育て・家事・介護にさしつかえるから」や「男性は仕事、女性は家事や育児に向いているから」が、また「反対」意見の理由としては「仕事は女性にとっても自己実現（生きがい、能力の発揮）の場であるから」という意見が多くありました。

今後は、特に男性及び高齢者層の意識改革が重要であると考えられます。

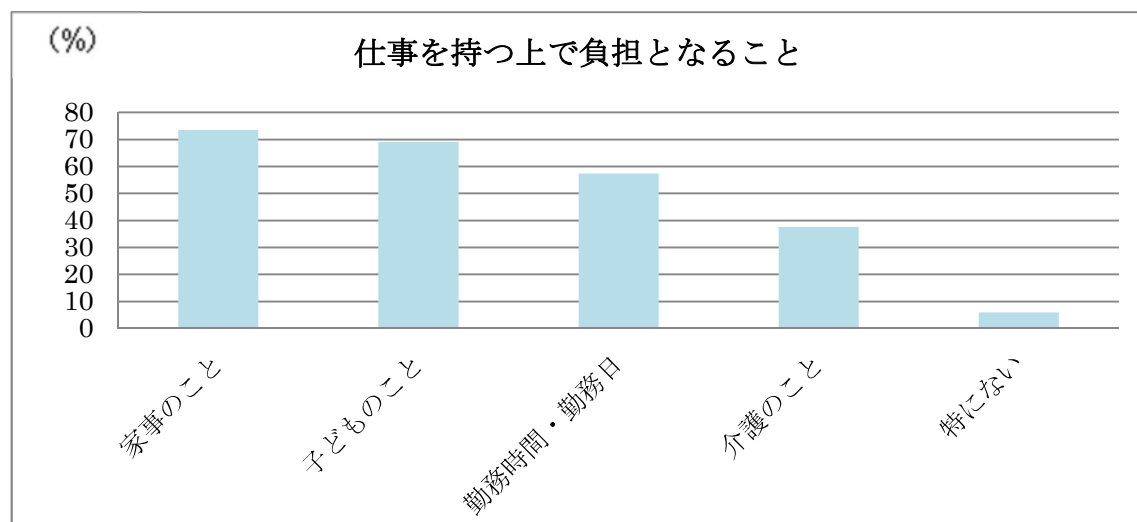
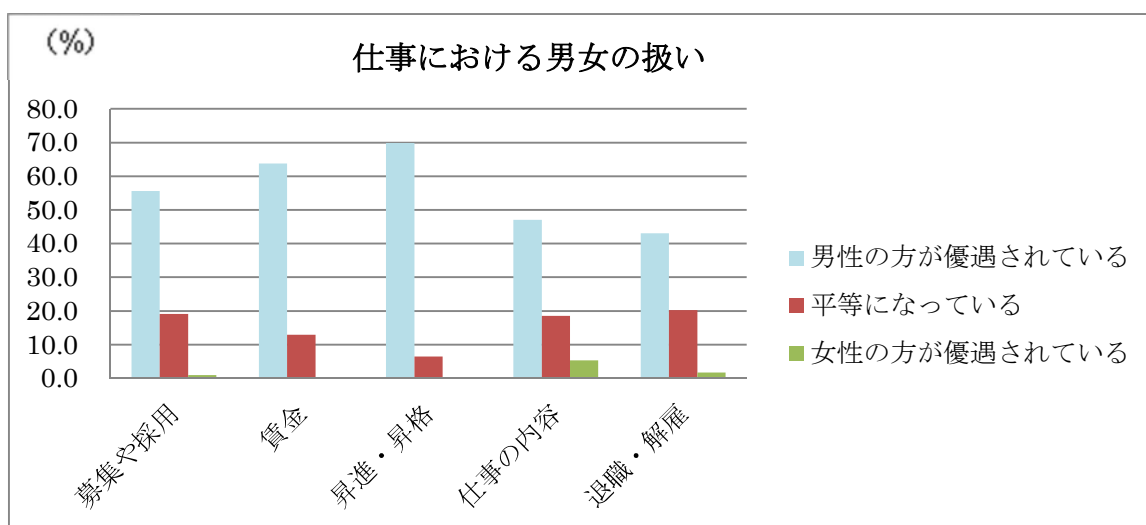
(3) 女性の働く環境について

仕事における男女の扱いについては、「昇進・昇格」69.9%、「賃金」63.8%、「募

集や採用」55.6%、「仕事の内容」47.1%、「退職・解雇」43.1%とすべての項目で「男性が優遇されている」となっており、男性に比べて女性の方が働く環境が整っていないのが現状と言えます。

また、女性が仕事を持つことについては、「子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」が44.9%で、男女、各年代とも一番多く、次に「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」の25.2%でした。

女性が仕事を持つ上で負担になることは、「家事」73.5%、「子ども」69.1%、「勤務時間・勤務日」57.4%、「介護」37.6%となっています。



また、女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なことは、女性の視点からは「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」66.6%、「職場の上

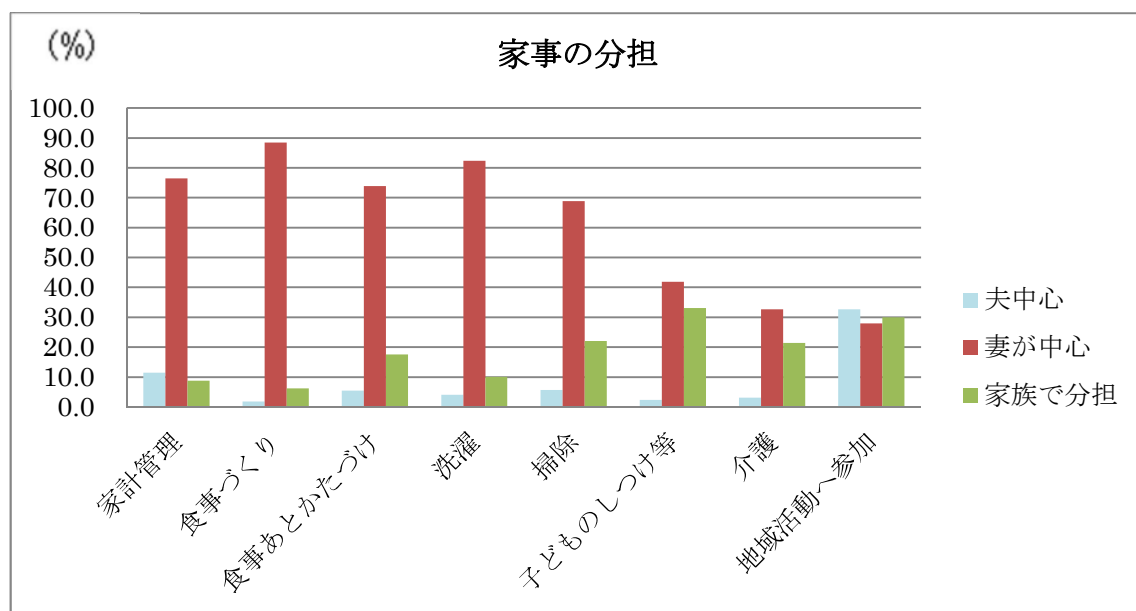
司・同僚が、女性が働くことに理解があること」57.4%、「勤務時間が柔軟であること、長時間労働の必要がないこと」44.3%となっており、特に育児、介護に係る家庭生活と仕事の両立を支援していくことが、今後の女性活躍の推進につながるものと考えます。

また、男性の長時間労働を少なくしていくことで、仕事以外の分野への男性の参画にもつながるものと思われます。

(4) 仕事とその他の生活（家庭生活・地域活動）の両立について

既婚者の家事分担については、基本的には「妻が中心」ですが、「掃除」、「子どものしつけや家庭教育」、「介護」については家族で分担する割合も多くなっており、「地域活動」においては、「夫が中心」「妻が中心」「家族で分担」が同じ割合に近くなっています。

また、就業者に限れば、仕事とその他の生活（家庭生活、地域活動）のどちらを優先させるかについては、「家庭生活または地域活動と仕事を、同じように両立させる」は、理想34.9%に対し、現実26.3%となり、8.6ポイントも低くなっています。逆に、「家庭生活または地域活動よりも、仕事に専念する」が理想の3.2%に対し、現実10.8%と7.6ポイント高くなっており、性別でも男女ともに両立はできていないのが現状です。



また、男性の家事、子育て、介護、地域活動参加に必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーション」65.2%、「男性自身の抵抗感をなくす」42.5%（女性45.0%）、「労働時間の短縮」31.1%（男性37.4%）の順となっており、女性は男

性に抵抗感をなくしてほしいと思う人が多く、男性は労働時間が少なくなれば家事、子育て等に参画できると思う人が多いということです。夫婦や家族で話し合う時間をさらに持つことを意識できれば、自然と抵抗感がなくなり、労働時間の短縮にもつながっていく可能性があるのではないかと思います。

このことから、実際の生活においても両立が実現できるよう、家事、育児、介護、地域社会での活動に対し、社会全体で男女共同参画を認識していくことが大切です。

(5) セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて

セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントについて「いやがらせを受けたことがある」が7.6%（女性10.6%）、マタニティ・ハラスメントについて「いやがらせを受けたことがある」という女性は3.7%でした。

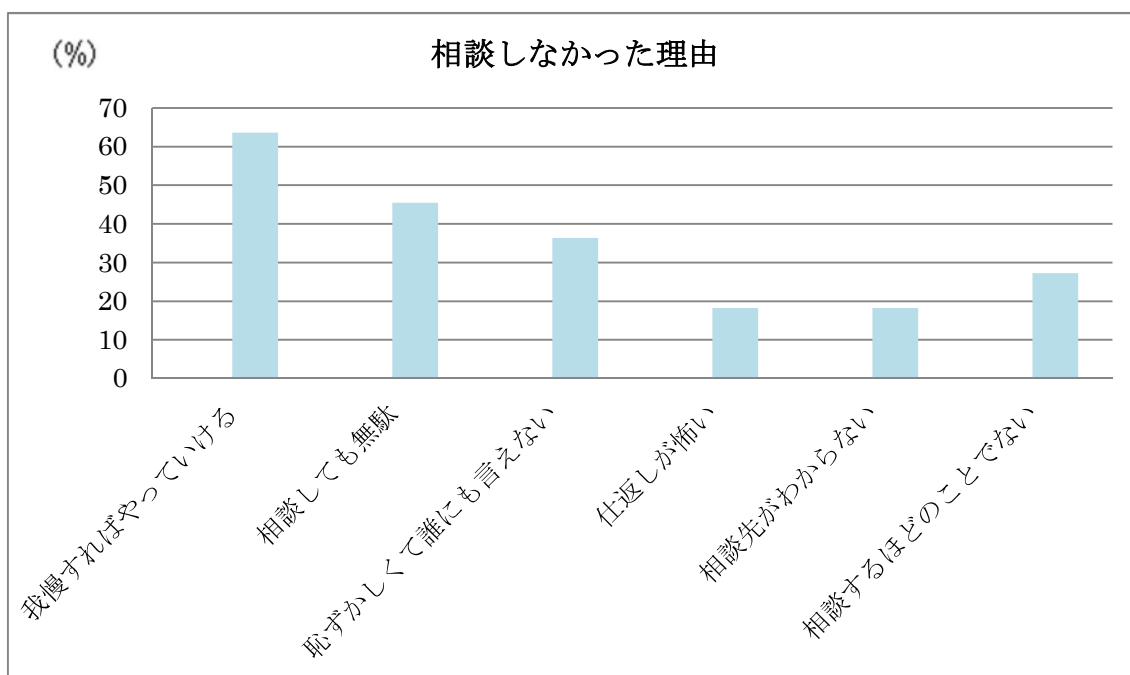
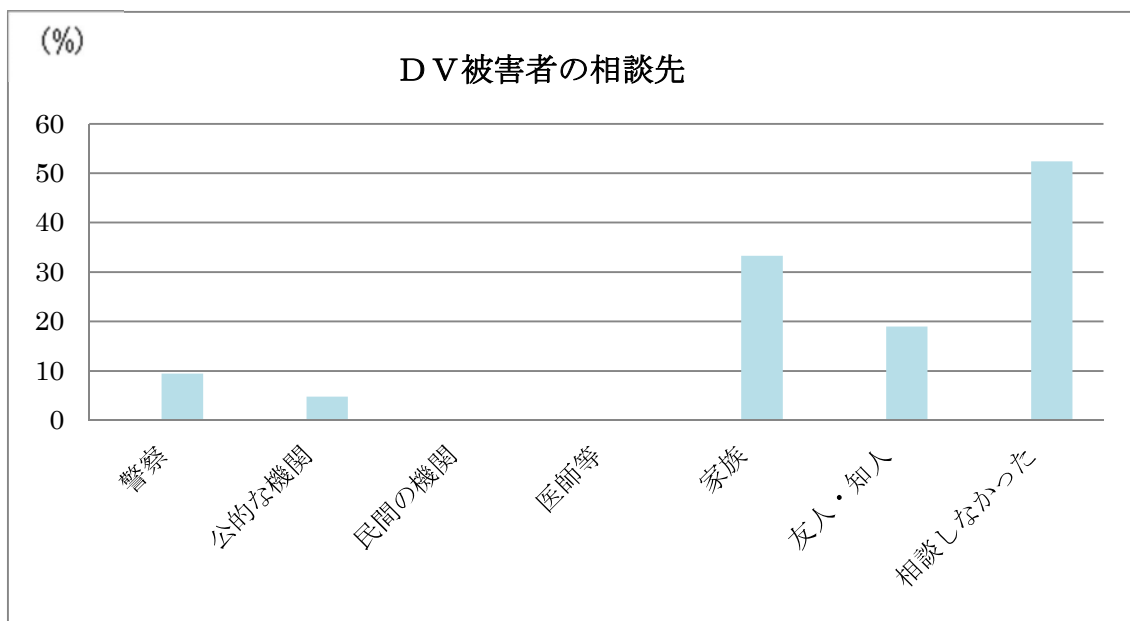
また、30歳代が6.1%、50歳代が6.7%とマタニティ・ハラスメントを受けた人が多く、回答者の男女比から換算すると、30歳代及び50歳代の女性の約10人に1人はマタニティ・ハラスメントを受けていることになります。

セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントはともに、男性よりも女性の被害者が多く、また、妊娠や出産を理由に本人の意思によらない退職に追い込むなどのマタニティ・ハラスメントは、女性の社会参画を阻害する要因の一つとなっており、女性が産前産後休暇や育児休暇を経た後に、安心して職場復帰ができるよう職場環境を整備していく必要があります。

(6) ドメスティック・バイオレンス（DV）について

夫婦や交際相手などの親しい間で行われる身体的・心理的・性的な暴力行為（ドメスティック・バイオレンス（DV））を受けたことがある人は3.1%（女性4.7%、男性0.8%）（女性404人中19名、男性262人中2名）となっています。そのうち「相談しなかった」52.4%、「家族に相談」33.3%、「友人・知人に相談」19.0%、「公的窓口へ相談」4.8%であり、計画の指標の目標値である「公的な相談窓口や電話相談に相談した人」については、前回の9.5%に比べ減少しています。

また、「相談しなかった」（女性10名、男性1名）理由としては、「我慢すれば何とかやっていける」63.6%、「相談しても無駄」45.5%、「恥ずかしくて言えない」36.4%、「どこ（誰）に相談してよいかわからなかった」が18.2%あり、このことから、DV防止の啓発と相談窓口の周知に一層努める必要があります。

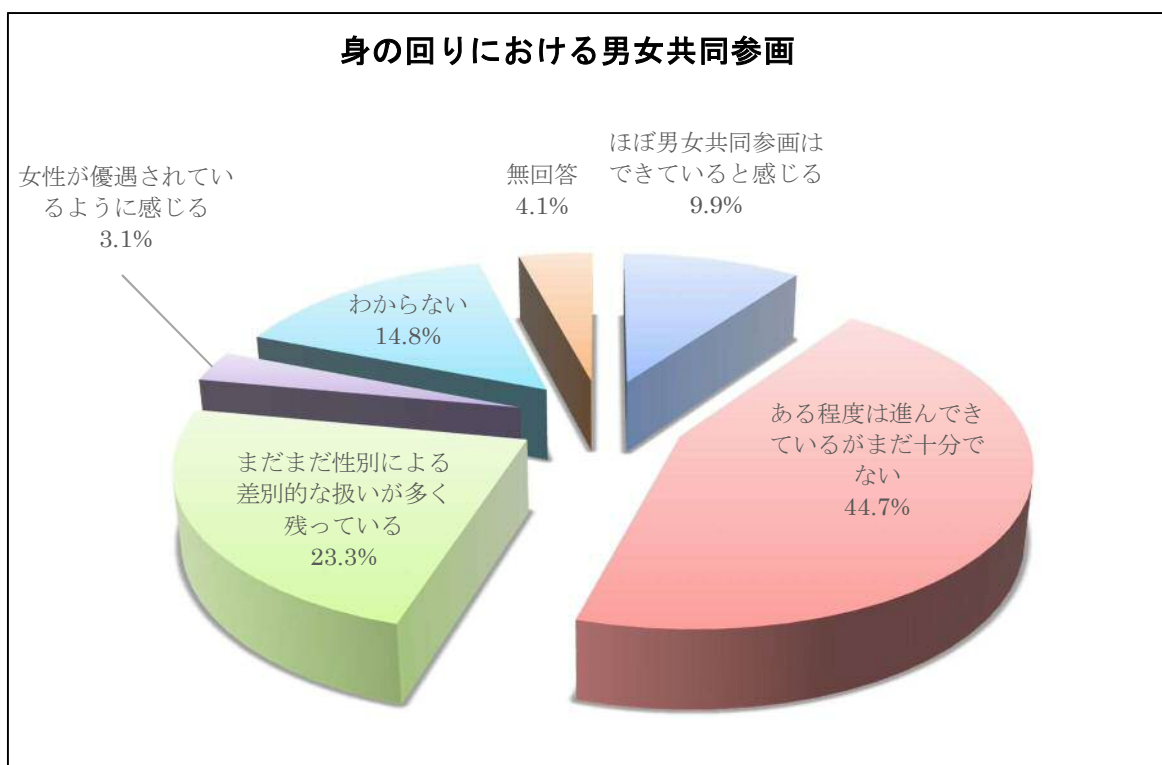


(7) 男女共同参画の考え方について

意思決定の場に女性が少ない理由としては、「男性優位の組織運営」50.1%、「女性の積極性が不十分」31.9%、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」30.5%、「女性の活動を支援する仕組みの不足」30.1%の順となっています。

また、女性の参画が進むべきと思う分野は、「企業の女性管理職、女性社員」40.9%、「国、県や市町村議会の議員」39.4%、「国、地方公共団体の女性管理職、女性職員」35.7%の順となっています。

また、身の回りにおける男女共同参画の状況については、「ある程度は進んできているがまだ十分ではない」44.7%（男性53.8%、女性38.9%）、「まだまだ差別的扱いが多く残っている」23.3%（男性19.5%、女性25.5%）となっており、男性の方が「ある程度進んでいる」、女性の方が「まだまだ十分ではない」と回答した人が多いことから、今後、社会全体で男性優位となっている考え方や環境を再考し、女性自らが積極的に意思決定の場に参画し、活躍できる環境を整備していくことが求められます。



（８）今後の取組みについて

「男女共同参画社会」を実現するため市の施策に望むことは、「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」41.6%（前回51.6%）、「介護サービスの充実」41.6%（前回39.1%）、「女性の就労支援の充実」32.6%（前回32.3%）、「男女雇用機会均等法の周知徹底」27.9%（前回28.4%）の順となっています。

過去のアンケートから一貫して、子育て支援と介護サービスへの要望が最も高く、また、女性の就労支援への要望も高いことから、出産、育児のために離職した女性が、子育てが一段落した後に再就職する際の支援とともに、子育て支援や介護サービスの一層の充実を進めていくことが女性の就労支援につながると考えます。

4 「第2次光市男女共同参画基本計画」の検証

平成25年3月に策定した「第2次光市男女共同参画基本計画」では、基本理念を、

**「愛」「絆」「夢」「命」
～一人ひとりの『やさしさ』がきらめくまちをめざして～**

と定め、4つの基本目標を立て、取り組んできました。

基本目標Ⅰ ともに学び認めあうために

- 重点項目1 人権尊重の意識づくり**
- 重点項目2 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進**
- 重点項目3 国際的協調を通じた男女共同参画の推進**

【主な取組み】

- 「光市人権を考えるつどい」、「いどばた人権考座」、「女性のつどい」等の市民を対象としたイベントの開催や、男女共同参画推進週間・月間に合わせ、ポスター掲示やチラシ配布等を行いました
- 「光市男女共同参画推進ネットワーク」との共催によりワークショップや「4コマまんが」を募集し、その成果をパネル展示や広報紙に記事を掲載するなど広く啓発活動を行いました。
- 中学生やPTA及び光市人権教育指導者研究会会員が対象の「ハートフルDAY in 光」の開催や、毎年市内小中学校2校を人権教育の指定校とし、研究発表会を開催しました。
- 父親参加型の事業「パパ出番ですよ!」において親子体操を毎年実施しました。
- 図書館に「男女共同参画絵本コーナー」を開設し、毎年図書を増冊し、資料の提供・貸出を促進するとともに、おはなし会では男女共同参画絵本の読み聞かせも行いました。
- 男女共同参画に関する内容を取り入れた講座を実施し、生涯学習センターの機能充実を図りました。
- 「光市国際交流のつどい」や「国際理解・国際協力等のための作文コンクール」を実施して、国際的協調に関わる市民意識の醸成や国際理解の促進に努めました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	策定時 (参考) H 2 3	近況値	目標値 H 2 8	達成 状況
社会全体における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	26.4%	19.1%	35.0%	後退
男女の固定的役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合	48.4%	41.1%	40.0%	改善
社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	22.0%	23.0%	30.0%	改善
「国際交流の推進」の市民満足度	9.0%	10.4%	20.0%	改善

【課題】

男女共同参画社会の視点による社会制度や慣行の見直しや、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識の解消に向けたさらなる意識啓発活動の推進が重要です。また、市民グループの育成やあらゆる機会や媒体を活用し、わかりやすい啓発が必要です。

子どもの頃から自然に男女共同参画意識を持てる環境づくりや、地域、職場などにおいて、特に固定的な性別役割分担意識が強く残る男性に対し、意識の醸成となる効果的な学びの場が必要と考えます。

基本目標Ⅱ ともに育て支えあうために

重点項目 4 子育て環境の整備・充実

重点項目 5 家庭・地域における男女共同参画の推進

【主な取組み】

- 父親の子育てを支援するため、「パパの子育てノート（父子手帳）」を継続して配布し、男性への育児参加の推進を図りました。
- 父親が家庭教育に参加する気運の醸成を図るための行事を支援しました。
- 地域による子育てを支援するため、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの充実を図りました。
- 延長保育や休日保育などの特別保育、放課後児童クラブ（サンホーム）によるサービスの整備・充実に努めました。
- 母親教室や家族学級、乳幼児健康診断、妊産婦相談、おっぱい冊子の配布に努め、妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実に努めました。
- 児童虐待の防止に向けた啓発活動として、オレンジリボン運動や研修会を開催しました。
- 家庭・地域における子育ての推進のため、「ひかり子育て見守りネットワークモデル事業」の展開や学童期子育て講座、思春期子育て講座を開催しました。
- 家庭生活において男性が参画しやすい環境づくりとして、商工会議所や商工会などへの育児介護休業制度等の啓発や子育てサポート・くるみんマークの認定企業の取得促進に向けた普及・啓発に取り組みました。
- 地域づくり支援センターにおいて地域活動に関する相談受付や情報提供、活動場所の提供を行うなど、男女がともに参加しやすい環境づくりに努めました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	策定時 (参考) H 2 3	近況値	目標値 H 2 8	達成 状況
「子育て支援対策の充実」の市民満足度	36.0%	31.3%	40.0%	後退
家庭生活と仕事を同じように両立させることが望ましいと思う人の割合	39.6%	35.3%	50.0%	後退
家庭生活における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	33.8%	32.1%	40.0%	後退
地域における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	38.3%	36.3%	50.0%	後退

【課題】

男性の育児参加等、子育てや児童虐待防止に関する学習支援や意識啓発に努めるとともに、各種子育て支援対策や保育制度の充実が求められています。

また、地域活動や家庭における固定的な性別役割分担の見直しや、男女共同参画をテーマとした地域における行事等の開催、商工会議所や商工会などへの啓発を含め、男性の家事・育児等への参画について粘り強い啓発活動の推進が重要です。

基本目標Ⅲ とともに生き生きと働くために

重点項目 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点項目 7 様々な分野における政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

【主な取組み】

- 女性の労働条件の向上促進と意欲の高揚の取組みの中で、子育てに優しい企業として、市内の事業所が山口労働局から認定を受けました。
- 市内で活動している光市女性団体連絡協議会に対し、様々な知識を身に付ける機会を提供し、女性のエンパワーメントを支援しました。
- 認知症高齢者等地域見守りネットワークにより、見守りが必要な高齢者をサポートすることや、小規模多機能型居宅介護による介護サービスの充実を図りました。
- 第6期介護保険事業計画の策定等により家族の介護負担の軽減を図り、仕事と家庭（介護）の両立を図りました。
- ハローワーク等との連携による就業情報の収集と提供を始め、商工会議所や商工会への各種技術・技能習得機会の情報提供を行い、労働環境の整備を推進し、子育て支援体制の充実を図りました。
- 市の審議会委員等や委員の公募については積極的に女性委員の登用の呼びかけを行い、審議会等女性登用率は平成28年4月1日時点では29.2%となりました。
- 市では女性職員15名で構成するプロジェクトチームを設置し、職員の行動指針や接遇マニュアルの改訂を行うなど、女性の参画に力を入れました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	策定時 (参考) H23	近況値	目標値 H28	達成 状況
職場における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	23.9%	18.5%	35.0%	後退
仕事をしている人で、家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させることが、 望ましいと思う人（理想）と 両立させている人（現実）の割合	45.6% (理想) ----- 28.8% (現実)	34.9% (理想) ----- 26.3% (現実)	現実を理想に近づける	達成
市の各種審議会等における女性の登用率	22.4%	29.2%	40.0%	改善
市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合	7.5%	7.7%	増加させる	達成

【課題】

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等の環境づくりや、仕事と子育て・介護等の家庭生活の調和を図っていく必要があります。また、育児休業取得に向けた職場環境の整備やポジティブ・アクション(積極的改善措置)の啓発や導入がさらに必要です。

また、防災や環境問題等への女性の参画も重視され、今後の持続可能な地域社会を築くためには、あらゆる分野における男女共同参画が不可欠です。女性の参画を推進するために、市の女性職員の管理職等への登用や職域拡大等、行政が率先して政策・方針決定過程への女性の参画に取り組むことや人材の養成が必要となります。

基本目標Ⅳ ともに健やかに生きるために

重点項目 8 こころとからだの健康支援

重点項目 9 高齢者・障害者等が生き生きと暮らせる環境の整備

重点項目 10 男女間の暴力を許さない仕組みづくり

【主な取組み】

- 光市健康増進計画「光すこやか 21」の推進を図るため、健康づくりの3つの源である食事・運動・心の健康のそれぞれをテーマにし、一体的に健康づくりについて学ぶ講座の開催や、各年代に応じた健康教育や健診体制の充実、健康相談や心の健康相談を随時実施しました。
- 思春期の性の問題について、生徒を対象とした「未来のパパ・ママ応援事業」を継続して実施するとともに、マタニティマーク普及啓発による妊婦、母性の保護促進を行いました。
- ウォーキング大会を始めとした女性にも取り組みやすい様々なスポーツ教室やレクリエーションの実施により健康づくりに取り組みました。
- 地域包括支援センターでは介護予防・認知症対策の推進や、高齢者への相談・支援等、高齢者の生活支援を行いました。
- 障害者に対し、困ったときの相談先や各種サービス事業所等の情報提供により、自立して日常生活や社会生活が確保できるよう事業を継続しました。
- 母子家庭等で一時的に子育てや生活支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、家事・介護・保育サービスの支援を行いました。
- 配偶者等からの暴力やセクシャル・ハラスメントに関する情報提供と啓発を行いながら、庁内関係部署・警察・児童相談所等の関係機関と連携を図り、DV被害者の相談に対応しました。
- 地域における見守りネットワークの形成や、研修への参加により相談体制等の充実を図りました。
- 若い人たちのデートなどで起きる暴力を予防するため、高校等において「デートDV教室」の開催を支援しました。

【計画の指標の達成状況】

計画の指標	策定時 (参考) H 2 3	近況値	目標値 H 2 8	達成 状況
「健康づくりの推進」への市民の満足度	39.2%	35.4%	45.0%	後退
「スポーツの振興」への市民の満足度	32.1%	26.0%	40.0%	後退
ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者のうち「公的な相談窓口や電話相談に相談した」人の割合	9.5%	4.8%	相談者の割合の増加	後退

【課題】

男女が生涯を通じて自らの健康管理を行うため、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が健やかに暮らせる社会の実現を目指し、各種制度の利用促進や、高齢者への虐待や消費者被害などの問題に対し、適切で専門的な支援が必要です。

また、あらゆる場への社会参画を進める「生涯現役社会づくり」に取り組み、介護サービスの充実と介護予防・地域包括ケアの推進が重要です。

なお、ひとり親家庭等においては、サービス希望の多様化や支援員の高齢化等の問題もありますが、引き続き相談・情報提供機能の強化や就業・自立支援を要します。

配偶者等の暴力に対しては、関係機関と連携して、地域における見守りから相談・保護・自立に至る切れ目のない支援体制の充実、被害者が迷わず相談できるように相談窓口の周知、相談を受ける職員の専門性の向上を図るとともに、二次的被害の防止を図る必要があり、「(仮称)DV防止連絡会議」の設置を検討するなど、関係機関との連携や情報の共有化を図ることが重要です。

計画全体の指標の達成状況

計画に掲げる目標指標（15項目）のうち、達成をしたものは、「仕事をしている人で、家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させることが、望ましいと思う人（理想）と両立させている人（現実）の割合で、現実を理想に近づける」、「市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合」の2項目でした。

○平成23年度と比較して、数値が目標に近づいた項目は次の4項目です。

- ・男女の固定的役割分担意識
「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合
(48.4%→41.4%)
- ・社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の平等意識
「平等になっている」と思う人の割合 (22.0%→23.0%)
- ・「国際交流の推進」の市民満足度 (9.0%→10.4%)
- ・市の各種審議会等における女性の登用率 (22.4%→30.0%)

第 3 章

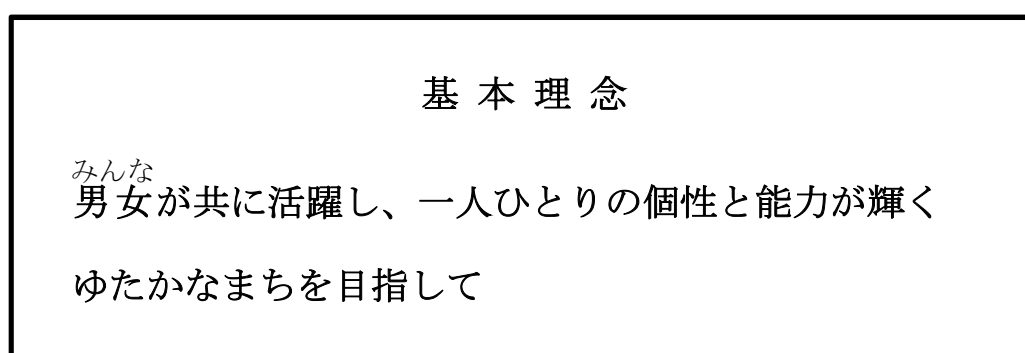
基本的な考え方

第3章 基本的な考え方

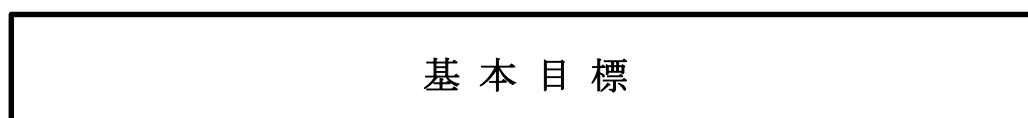
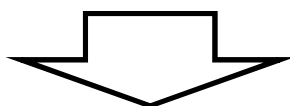
1 基本理念

市民一人ひとりが個人として尊重され、家庭や地域、職場や学校など、社会のあらゆる分野において男女が共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる、ゆたかで活力に満ちた「男女共同参画社会の実現」を目指すため、「第2次光市総合計画」の趣旨や理念を踏まえ、

基本理念を



とします。



基本理念を踏まえ、「4つの基本目標」と「10の重点項目」を定めます。

- I 『改革』 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革
- II 『拡大』 あらゆる分野における女性の参画の拡大
- III 『活躍』 女性の活躍の推進と男女が共に働きやすい環境の整備
- IV 『健康』 男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

2 基本目標

基本目標Ⅰ 『改革』 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

男女が社会の対等なパートナーとして、性別に関わりなくその個性と能力を発揮し、あらゆる分野に共に参画していく意識や能力を高めていくことは、男性にとっても女性にとっても暮らしやすい社会の形成につながります。

しかしながら、社会制度、慣行などは時代とともに変わりつつあるものの、人々の意識の中には、固定的な性別役割分担意識が未だに根強く残っており、依然として多くの分野で「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況です。

こうした状況は、男女の生き方や社会における活動の選択の幅を狭めることにもつながり、家庭、地域、職場、学校のあらゆる場において、男女共同参画について認識を深めるための取組みを進めることが重要となります。

このため、固定的な性別役割分担意識や性別による機会の不平等をもたらす社会制度や慣行を見直すとともに、子どもころから男女共同参画に関する意識を高めていく家庭教育や学校教育の推進、さらには女性が自らの意思によってあらゆる分野に参画するためのエンパワーメントの学習支援など、意識の改革に努めます。

重点項目 1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点項目 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

基本目標Ⅱ 『拡大』 あらゆる分野における女性の参画の拡大

男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、活力ある地域社会づくりにおいて非常に重要です。

とりわけ、多様化する地域社会において、新たな発想が生まれ、様々な価値観が尊重される社会づくりのためには、女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画の拡大が重要であり、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進するとともに、事業者、団体に対しても女性の参画の拡大を推進するよう積極的に働きかけを行う必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、家族形態の変化などにより、地域社会におけるつながりの希薄化が進んでおり、福祉、防災、防犯、環境問題やまちづくりなど、生活に身近な課題が山積しています。

これまで地域活動の多くについては、退職後の男性や専業主婦などにより支えられてきましたが、今後は、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境を整備するとともに、地域の課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援に努めます。

重点項目 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点項目 4 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 『活躍』 女性の活躍の推進と男女が共に働きやすい環境の整備

我が国では、急速な人口減少に伴い、将来の労働力不足が懸念されるとともに、国民ニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、人材の多様性の確保が不可欠であり、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の能力と個性が十分に発揮される環境整備が求められます。

このため、働きたい人が性別に関わりなく、ライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できるよう就業環境の整備を図るとともに、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分に発揮することができる職場環境の整備に取り組む必要があります。

また、少子高齢化や労働人口が減少する中で、従来の職場優先の意識・ライフスタイルの見直し、男性の長時間労働の是正や家庭生活・地域活動への参画の促進、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大など、男女が社会のあらゆる分野に参画し、活躍していくことが不可欠であることから、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境の整備を推進します。

さらに、仕事と生活を両立できるよう、働きながら子育てや介護等ができる就業環境の整備や、多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実などに努めます。

重点項目 5 働く場における女性の活躍の推進

重点項目 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点項目 7 子育て・介護支援の充実

基本目標Ⅳ 『健康』 男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

生涯を通じて、心身ともに健康で安心して暮らすことは市民共通の願いです。

とりわけ、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって重要であることから、心身の健康に関する正しい知識と情報を提供し、市民が主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

また、男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることが重要です。

ひとり親家庭、高齢者、障害者等は貧困など生活上の困難を抱えやすくなっており、年齢や障害、性別等に関わらず、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、状況に応じて生活や就業について支援する必要があります。

さらに、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず潜在化しやすいことや、加害者の犯罪意識が低く、被害が深刻化しやすい特徴があります。また、性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなども決して許されるものではありません。

このため、男女の間のあらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組みを推進します。

重点項目 8 生涯にわたる心と身体健康支援

重点項目 9 安心して暮らせる環境の整備

重点項目 10 男女間のあらゆる暴力の根絶

3 施策の体系



施策展開の方向

- (1) 市民意識の醸成に向けた取組みの推進
- (2) 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

- (1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実
- (2) 女性のエンパワーメントのための学習支援

- (1) 行政における女性の参画の拡大
- (2) 事業所・団体等におけるポジティブ・アクションの促進
- (3) 女性のチャレンジ支援
- (4) 女性の人材育成及び情報の収集・提供

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 防災分野における男女共同参画の推進
- (3) 環境その他分野における男女共同参画の推進

- (1) 職業生活における女性の活躍の促進
- (2) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- (3) 多様な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出
- (4) 農林水産業や自営業等における労働環境の整備

- (1) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及
- (2) 事業所等への啓発及び就業環境の整備
- (3) 男性の男女共同参画の推進

- (1) 家庭や地域における子育て支援
- (2) 保育環境等の整備・充実
- (3) 母子保健サービスの充実
- (4) 介護支援の充実

- (1) 生涯を通じた心身の健康管理の推進
- (2) 性を尊重する意識の浸透と母性の保護
- (3) 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進

- (1) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備
- (2) 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現
- (3) ひとり親家庭等に対する支援
- (4) 子どもの安全確保と健全育成
- (5) その他困難を抱えた人々への対応

- (1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 早期発見と相談体制の整備・充実
- (3) 被害者支援の推進
- (4) DV防止対策推進体制の整備

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 『改革』 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

重点項目1

男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

■ 現状と課題

男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において自ら活動する機会が確保され、共に責任を負うべき社会を形成していくことが、男女共同参画の基本です。

しかしながら、市民アンケートによれば、男女の地位について「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合や、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的な役割分担意識を肯定する回答の割合は相変わらず高い状況です。

このように長い歴史の中で作られた慣行は、地域社会に依然として根強く残り、その見直しを一層進めるためには、男女共同参画の視点に立ち、一人ひとり自らが考え行動していく意識改革が重要となります。

また、人口減少が大きな課題となる中、本市においても将来にわたって持続可能で活力のある地域社会を構築する地方創生を実現するためにも、男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる、男女共同参画社会の形成を強力に推進していくことが重要です。

■ 基本方針

男女の人権が尊重され、男女の社会参画における自由な選択を妨げることをないよう、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しや、固定的な役割分担意識の解消に向け、きめ細かな意識啓発や情報の提供等により、市民意識の醸成に努めます。

■ 施策展開の方向

(1) 市民意識の醸成に向けた取組みの推進

- 男女の固定的な役割分担意識の解消に向け、人権や男女共同参画に関する研修、講演会、セミナーなどの開催に努めます。
- 「光市男女共同参画推進ネットワーク」との連携のもと、計画の概要版を用いた効果的な啓発や広報活動の推進に努めます。

(2) 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供

- 男女共同参画に関連する制度や取組み等の情報を収集し、様々な機会と媒体を活用し広く情報提供を行うとともに、アンケートなどを活用した市民意識の動向把握に努めます。
- 市から発信する情報については、男女共同参画に配慮した適切な表現に努めます。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 市民意識の醸成に向けた取組みの推進	人権や男女共同参画に関する研修会、講演会、セミナーなどの開催を通じた意識啓発や学習機会の充実	人権推進課 人権教育課
	「光市男女共同参画基本計画」「光市人権施策推進指針」を活用した啓発活動の推進	人権推進課 人権教育課
	男女共同参画推進月間や週間、人権週間における重点的な取組みの強化	人権推進課
	「光市男女共同参画推進ネットワーク」と連携した効果的な啓発や広報活動の推進	人権推進課
	市広報やホームページによる啓発、事業所等に対する出前講座などを活用した啓発活動の推進	人権推進課 商工観光課
	男女共同参画についての職員の意識改革	総務課 人権推進課
	男女共同参画を推進する市民リーダー、団体などの育成・支援	人権推進課 関係各課

(2) 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供	男女共同参画に関する絵本など図書の充実	図書館
	国・県・関係機関、事業所、市民等との連携	人権推進課 関係各課
	「光市男女共同参画推進ネットワーク」と連携した情報収集や情報提供の推進	人権推進課
	男女共同参画に関する市民アンケートの実施	人権推進課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成 33 年度)
①男女の固定的な役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定しない人の割合	44.6%	44.6%以上
②「慣習・しきたりなど」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	23.0%	23.0%以上
③「社会全体」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	19.1%	19.1%以上
④「ほぼ男女共同参画はできている」と感じる人の割合	9.9%	9.9%以上

※近況値出典【年度】：①②③④男女共同参画に関する市民アンケート【27】

重点項目 2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

■ 現状と課題

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解することが重要であり、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図る必要があります。

市民アンケートによれば、男女の地位の平等感については、職場、家庭に比べ、学校における平等感が高くなっており、次世代を担う子どもたちが引き続き、男女の平等感や男女共同参画意識を持ち続けるよう、学校はもとより、家庭、地域、職場における教育や学習が重要となります。

また、女性に比べて固定的な性別役割分担意識が強く残る男性に対し、引き続き、男女共同参画に関する生涯学習を推進していく必要があります。

■ 基本方針

子どもから大人まで、生涯を通じて男女共同参画意識を持ち続けられるよう、家庭、地域、職場、学校において、男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

また、女性が社会のあらゆる分野に参画し、能力が発揮できるよう、学習機会の提供・充実を図ります。

■ 施策展開の方向

(1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

- 家庭、地域、職場、学校において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習の充実に努めます。
- 生涯において学習できるよう、地域や職場、図書館、コミュニティセンターなどにおける生涯学習の充実に努めます。

- 男性を対象とした研修会や講座の開催に努めます。

(2) 女性のエンパワーメントのための学習支援

- 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野の活動に参画する力をつけるため、様々な能力開発に向けた学習機会の提供と内容の充実を図ります。
- 子育て支援、DV対策、地域防災活動等の地域の課題や男女共同参画社会づくりに取り組む女性団体・グループ、NPO等を支援し、団体の活性化を促進します。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	男女共同参画に関する絵本を活用した読み聞かせ等の実施	図書館
	教職員の研修の実施	学校教育課
	男性を対象とした研修会、講座の開催	子ども家庭課 人権推進課
	女性の参画促進など幅広い内容を取り上げた講座、セミナーの開催	文化・社会教育課 子ども家庭課 学校教育課 人権推進課
	生涯学習センター、コミュニティセンターを拠点とした生涯学習の場の提供	地域づくり推進課
	市広報やホームページ、コミュニティセンター報を活用した学習情報の提供	人権推進課
(2) 女性のエンパワーメントのための学習支援	「光市女性団体連絡協議会」やNPO等への情報提供	文化・社会教育課 地域づくり推進課 人権推進課 関係各課
	女性のエンパワーメントのための学習機会の充実	文化・社会教育課 商工観光課 人権推進課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成 33 年度)
①「学校教育」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	64.0%	64.0%以上
②男女共同参画や女性の活躍などに関連する出前講座の実施数	0 件	5 件
③男女共同参画や女性の活躍などに関連するセミナーや講演会への参加者数	340 人	500 人

※近況値出典【年度】:①男女共同参画に関する市民アンケート【27】

②人権推進課【27】

③人権推進課・人権教育課【27】

基本目標Ⅱ 『拡大』 あらゆる分野における女性の参画の拡大

重点項目 3

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■ 現状と課題

あらゆる分野において女性が参画することは、地域経済の発展や地方創生に向けた活力ある地域社会づくりにおいて非常に重要です。

今日、様々な分野で女性の活躍する姿が見られるようになってきましたが、市の審議会委員や管理職、また事業所や団体等の管理職に占める女性の割合は未だに低い水準に留まっている状況です。

女性の参画を推進するため、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進するとともに、地域や事業所・団体に対しても女性の参画を推進するよう、積極的に働きかけを行い、意識改革を図る必要があります。

また、女性自らが、あらゆる分野において意欲や能力を高めて活躍できるよう、情報の収集・提供や学習機会の提供を行うとともに、女性の参画拡大の必要性について社会全体の理解の推進を図る必要があります。

■ 基本方針

行政が率先して政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、様々な分野における女性の参画の拡大に努めます。

■ 施策展開の方向

(1) 行政における女性の参画の拡大

- 市の審議会等における女性委員の積極的な登用に努めます。
- 「女性活躍推進法」に基づく「光市特定事業主行動計画」により、女性職

員の管理職への登用や職域拡大に努めるとともに、女性職員等の計画的な人材育成に取り組みます。

- 業務見直しによる超過勤務の縮減など、仕事と生活の両立を実現しやすい職場環境の整備を進めます。

(2) 事業所・団体等におけるポジティブ・アクションの促進

- 女性の管理職への登用促進に向け、事業所・団体等に対し、協力要請や情報提供等の支援を行います。
- 県と連携し、「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」や「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」、「やまぐち子育て応援企業宣言制度」などの普及啓発に努めます。
- 女性の活躍に積極的に取り組む事業者に対し、市事業参加における優遇措置等の支援を検討します。

(3) 女性のチャレンジ支援

- あらゆる分野において、女性のチャレンジを支援するため、就職・再就職や創業の支援、保育、介護サービス等のきめ細やかな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。
- 商工会議所や商工会などが実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナー等への支援に努めます。

(4) 女性の人材育成及び情報の収集・提供

- 事業所・団体等における女性の登用を促進するため、県や関係団体等と連携して女性就業者に対する意識改革や女性リーダーの育成支援に努めます
- 女性団体・NPO等の女性リーダー育成を支援するため、人材情報の収集や提供に努めます。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 行政における女性の参画拡大	市の審議会等の女性委員の登用の推進	関係各課
	市の審議会等の委員の公募の推進	関係各課
	市職員の意識啓発	総務課
	市職員の能力に応じた公平な登用	総務課

(2) 事業所・団体等におけるポジティブ・アクションの促進	事業所等における意識改革の促進	商工観光課 人権推進課
	市事業における優遇措置等の検討	入札監理課 人権推進課
(3) 女性のチャレンジ支援	ハローワーク等と連携した職業情報等の収集と提供	商工観光課
	創業支援のための情報収集と提供	商工観光課
(4) 女性の人材育成及び情報の収集・提供	各種技術・技能習得の機会の情報提供	商工観光課
	職業能力開発機会の情報収集と提供	商工観光課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成 33 年度)
①市の各種審議会等における女性の登用の割合	29.2%	40.0%
②女性を登用している市の審議会等の割合	88.9%	100%
③市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合	7.7%	7.7%以上
④「政治や行政」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	17.5%	17.5%以上
⑤「法律や制度」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	36.3%	36.3%以上

※近況値出典【年度】：①②③人権推進課【28】

④⑤男女共同参画に関する市民アンケート【27】

重点項目 4

地域における男女共同参画の推進

■ 現状と課題

人口減少や核家族化の進行などにより、地域社会におけるつながりの希薄化が進み、福祉、防災、防犯、環境問題やまちづくりなど、生活に身近な課題が山積しています。

また、地域活動においては、退職後の男性や専業主婦が占める割合が多く、若い世代を含めた男女共同参画が十分に進んでいないのが現状です。

こうした中、活力ある地域社会をつくるためには、若い世代の男女が積極的に地域活動に参加するとともに、同じ目的を持った人たちや家に居る人たちができるだけ外に出て活動に参加し、その隠れた能力を引き出すための場を作ることが求められます。

今後は、新たな視点による立案や、多様な人材による幅広い活動が行えるよう、女性リーダーの育成や、自主的な男女共同参画への取組みを行う場の整備など、男女共同参画の視点に立った地域社会づくりを推進する必要があります。

■ 基本方針

地域の発展に向けた活力ある地域社会づくりを進めるため、地域活動や防災分野、環境分野など、地域におけるあらゆる分野での男女共同参画を推進します。

■ 施策展開の方向

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

- 幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境を整備するとともに、地域の課題解決に向けた活動を行う人材や団体の育成に努めます。

(2) 防災分野における男女共同参画の推進

- 防災体制の整備にあたっては、女性と男性では災害から受ける影響やニーズに違いがあることなども踏まえ、男女双方の視点に配慮するよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や防災活動の現場における女性の参画を促進します。

(3) 環境その他分野における男女共同参画の推進

- 環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、環境保全活動に関する学習の機会や交流の場の提供に努めます。
- その他の分野においても、男女が共に活躍できるよう、様々な地域活動団体、教育機関、医療機関、福祉機関など、意思決定過程への女性の参画の拡大を促進します。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 地域活動における男女共同参画の推進	まちづくり等における意思決定の場への女性の参画の推進	関係各課
	コミュニティセンターにおける男女共同参画に関する学習講座等の開催	地域づくり推進課
	地域における女性リーダーの育成と支援	地域づくり推進課 人権推進課 関係各課
	「光市女性団体連絡協議会」など女性団体への支援	文化・社会教育課 人権推進課
(2) 防災分野における男女共同参画の推進	防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の推進	防災危機管理課
	自主防災組織、災害ボランティア等への女性の参画の推進	防災危機管理課
	防災訓練、自主防災リーダー研修会等への女性の参加の推進	防災危機管理課
	災害に対する事前の備え、避難所運営、被災者支援等への男女共同参画の推進	防災危機管理課 人権推進課
(3) 環境その他	環境に関する政策・方針決定過程への女性	環境政策課

分野における男女 共同参画の推進	の参画の推進	環境事業課
	環境保全活動に関する学習機会や交流の場の提供	環境政策課 環境事業課
	その他分野に関する政策・方針決定過程への女性の参画推進	関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成 33 年度)
①「地域活動」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	36.3%	36.3%以上

※近況値出典【年度】：①男女共同参画に関する市民アンケート【27】

基本目標Ⅲ 『活躍』 女性の活躍の推進と男女が共に働きやすい環境の整備

重点項目 5

働く場における女性の活躍の推進

■ 現状と課題

働く女性の増加に伴い、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）や「次世代育成支援対策推進法」の制定など法制面における整備は進んだものの、固定的な性別役割分担意識の未解消や、長時間勤務が当然とされている男性中心型労働慣行が依然として根強く、女性が家庭に捉われ、能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない状況が続いています。

働くことの意義は、経済的な自立を促進するだけでなく、自己実現や社会貢献にもつながることから、その環境の整備は男女共同参画社会の実現にとって非常に重要です。

このため、男女の均等な機会や待遇の改善が図られるよう、関係機関との連携のもと、「男女雇用機会均等法」等の関係法令の周知や普及啓発、相談体制の整備・充実を図るとともに、子育てや介護等に関わらず、女性が継続して働き続け、能力を発揮できるような職場環境の整備など、女性の就業に対する支援に努める必要があります。

■ 基本方針

事業所等において女性活躍推進の取組みを進めることにより、働く場における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、女性が働きやすい職場環境の整備の推進に努めます。

■ 施策展開の方向

(1) 職業生活における女性の活躍の促進

- 仕事と育児・介護との両立を図るため、職場の支援制度の整備や女性が働くことへの職場の理解の向上、また、男女双方の育児・介護休業等の利用や長時間労働の削減等について、事業者及び市民に対し啓発に努めます。
- 「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定が努力義務となっている事業所に対しても、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るよう、その啓発に努めます。

(2) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

- 性別に関わらず男女の均等な機会や待遇の確保が図られるよう、山口労働局等の関係機関と連携して、セミナーの開催や啓発資料等の作成・配布など「男女雇用機会均等法」やその他関係法令の周知に努めます。
- 事業所等での配置・昇進等における差別やセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメントに対する雇用管理の改善を図るため、関係機関と連携して「労働ほっとライン」等の相談窓口の周知に努めます。

(3) 多様な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出

- 働きたい女性が、子育てや介護等に関わらず継続して就業できるよう、また、ライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるよう、関係機関と連携して職場環境の整備の促進に努めます。
- 就職や再就職を支援するため、関係機関と連携して各種技術・技能習得機会や職業能力開発機会の情報の収集と提供に努めます。
- 女性の創業支援の充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、商工会議所、商工会、ハローワークなどの関係機関と連携して情報提供等に取り組みます。

(4) 農林水産業や自営業等における労働環境の整備

- パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者や家内労働者、また、農林水産業・商工業・サービス業等の自営業等に従事する女性の労働条件や健康管理などの労働環境の整備の促進に努めます。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 職業生活における女性の活躍の促進	「女性活躍推進法」を踏まえた雇用環境の整備の促進	商工観光課
	ポジティブ・アクションに関する情報提供	商工観光課 人権推進課
	セミナーの開催や資料配布等による職場の意識改革、働き方改革の啓発	商工観光課 人権推進課
(2) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	「男女雇用機会均等法」の周知・啓発	商工観光課 人権推進課
	各種ハラスメントに関する雇用管理の相談窓口の周知	商工観光課 人権推進課
(3) 多様な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出	幅広い内容を取り上げた講座、セミナーの紹介	商工観光課
	ハローワークと連携した各種職業情報の収集と提供	商工観光課
(4) 農林水産業や自営業等における労働環境の整備	農林水産業や商工自営業等の従事者の労働条件の改善と労働環境の整備促進	農業耕地課 水産林業課 商工観光課
	家族経営協定等の普及・啓発	農業耕地課 水産林業課
	各種厚生制度を取得しやすい職場環境の整備促進	農業耕地課 水産林業課 商工観光課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成 33 年度)
①「職場」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	18.5%	18.5%以上
②25 歳から 44 歳までの女性の就業率	国勢調査による	数値目標設定

③マタニティ・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	3.7%	減少させる
-----------------------------	------	-------

※近況値出典【年度】：①③男女共同参画に関する市民アンケート【27】

②人権推進課【27】

重点項目 6

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

■ 現状と課題

従来の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女ともに育児・介護休業制度を利用することや、長時間労働を改め仕事と生活の調和を実現することは、家庭生活・地域活動などへの参画の促進、また、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大など、男女が社会のあらゆる分野に参画して活躍していく上で不可欠なものです。

また、少子高齢化や人口減少社会の進行を背景に、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を構築する地方創生の実現のためには、男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要となります。

市民アンケートでは、仕事と生活のどちらを優先させるかについては、「家庭生活または地域生活と仕事を同じように両立させることが望ましい（理想）」と回答した人が34.9%に対し、「両立させている（現実）」と回答した人は26.3%と低い状況にあります。

引き続き、仕事と生活の調和の実現に向けて、行政、事業者、労働者が連携して社会的気運の醸成を図ることが必要です。

■ 基本方針

仕事と生活の調和のとれた生き方の普及と職場環境の整備を促進するとともに、男性の男女共同参画の促進を図ります。

■ 施策展開の方向

（１）仕事と生活の調和のとれた生き方の普及

- 講座・講演会の開催などを通じて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた社会的気運の醸成を図ります。

(2) 事業所等への啓発及び就業環境の整備

- 育児・介護休業制度や短時間正社員制度などの定着を図るため、山口労働局等の関係機関・県等と連携し、事業主への普及啓発を図ります。
- 育児・介護休業取得者に対する育児休業・介護休業給付制度や県の貸付制度などの周知を図り、男性が子育てしやすい雇用環境づくりの促進に努めます。
- 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく事業主等によるポジティブ・アクションの促進、また仕事と生活の両立に向けた長時間労働の削減や年次有給休暇の取得、さらに働き方改革の推進に向けた普及啓発に努めます。

(3) 男性の男女共同参画の推進

- 男性の職場優先の意識やライフスタイルを見直し、家庭生活・地域活動への参画を促進するため、男性の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動を進めます。
- 男性が子育てや介護に参画できる環境づくりを進めるため、事業所に対して、育児・介護休業法等に係る仕事と家庭生活の両立支援制度の普及啓発に努めるとともに、国の助成制度等についての周知を図ります。
- 育児・介護休業取得者に対する育児休業・介護休業給付制度や県の貸付制度などの周知を図ります。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及	仕事と生活の調和や働き方の見直し等に関するセミナー・講演会等の紹介	商工観光課 人権推進課
(2) 事業所等への啓発及び就業環境の整備	事業所等に対する育児・介護休業制度や職場環境整備に関する普及・啓発	商工観光課 人権教育課
	市の職員に対する育児・介護休業制度の利用促進	総務課
(3) 男性の男女共同参画の推進	家庭における男性の役割を認識するための学習機会の充実	子ども家庭課 文化・社会教育課 人権推進課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成 33 年度)
①家庭生活または地域活動と仕事を同じように 両立させている人の割合	26.3%	26.3%以上
②「家庭生活」における男女の地位の平等意識 が「平等になっている」と思う人の割合	32.1%	32.1%以上
③やまぐち男女共同参画推進事業者数 (認定件数、累計)	10 件	16 件
④やまぐち子育て応援企業届出数	15 件	18 件

※近況値出典【年度】：①②男女共同参画に関する市民アンケート【27】

③④人権推進課【27（県における制度開始以降の累計）】

重点項目 7

子育て・介護支援の充実

■ 現状と課題

豊かで活力ある社会を実現するためには、男女が共に家庭内責任を担うことが重要ですが、依然として家事・育児・介護などといった家庭生活については、女性の負担が大きいのが実態です。

市民アンケートにおいても、男女共同参画を実現するため市の施策に望むこととして、「保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」と「介護サービスの充実」がともに 41.6%と 1 位を占めました。

また、女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なことについては、「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」が 65.8%、「勤務時間が柔軟であること、長時間労働の必要がないこと」が 41.3%など、仕事と家庭を両立する環境整備として、多様な保育ニーズへの対応や介護支援策の充実が強く求められています。

■ 基本方針

女性の活躍を推進し、男女がともに働きやすい環境を整備するため、家庭や地域において子育てを支援するとともに、行政における子育て支援制度や介護サービス制度の充実に努めます。

■ 施策展開の方向

(1) 家庭や地域における子育て支援

- 家庭や地域における子育て支援や相談機能の充実を図り、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、地域全体で支援していく環境づくりに努めます。
- 子どもが父親や母親の職場を実際に見学し、共に過ごす「(仮称)ファミリーデイ」の実施について検討します。

(2) 保育環境等の整備・充実

- 仕事と生活の調和、就労形態の多様化による子育てや家庭の保育ニーズに対応するため、障害児保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育等の各種保育サービスの改善や充実に努めます。

(3) 母子保健サービスの充実

- 妊娠中から育児期における健康保持や、出産や育児を取り巻く社会環境の変化に対応するため、妊娠から出産・育児に至るまで一貫した母子保健対策の充実や情報提供に努めます。

(4) 介護支援の充実

- 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者等一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの基盤強化に取り組めます。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 家庭や地域における子育て支援	保育所における地域との交流促進	子ども家庭課
	子ども相談センター「きゅっと」の活用	子ども家庭課
	ファミリーサポートセンターの活用	子ども家庭課
	子育て何でも相談（窓口・電話）の充実	子ども家庭課
	子育て情報誌「チャイベビ」の活用	子ども家庭課
	パパマママイスター冊子の活用	子ども家庭課
	子ども・子育て支援制度の充実	子ども家庭課
	子育て支援センター（チャイベビステーション）の活用	子ども家庭課
	パパの子育て応援の充実	子ども家庭課
	（仮称）ファミリーデイの実施検討	人権推進課 総務課
(2) 保育環境等の整備・充実	障害児保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育等の保育サービスの充実	子ども家庭課

	子育て短期支援の充実	子ども家庭課
	放課後児童クラブ（サンホーム）の充実	文化・社会教育課
	放課後子ども教室の充実	文化・社会教育課
（３）母子保健サービスの充実	母親学級、家族学級、妊婦健康診査、マタニティ相談の実施	健康増進課
	乳幼児健康診査、育児相談等の実施	健康増進課
	おっぱいまつりの開催等を通じた子育て意識の啓発	子ども家庭課
	「乳幼児のためのおはなし会」や「マタニティ・プレママのための絵本カフェ」の開催	図書館
（４）介護支援の充実	介護サービス制度の充実	高齢者支援課
	地域支援事業介護予防事業の充実	高齢者支援課
	地域支援事業家族介護支援の充実	高齢者支援課
	その他の高齢者支援事業の充実	高齢者支援課
	光市地域包括支援センターの充実	高齢者支援課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成 33 年度)
①「子育て支援対策の充実」の市民満足度	28.8%	28.8%以上
②子育てに関する講座・イベント等への参加者数（年度）	11,279 人	12,000 人
③地域の子育て支援拠点年間利用者数（年度）	13,763 人	14,500 人
④認知症サポーター養成講座受講人数（累計）	7,021 人	10,600 人

※近況値出典【年度】：①まちづくり市民アンケート【28】

②③子ども家庭課【27】

④高齢者支援課【27 18-27 累計】

基本目標Ⅳ 『健康』 男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

重点項目 8

生涯にわたる心と身体健康支援

■ 現状と課題

男女が互いの性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは非常に大切なことです。

特に女性には、妊娠や出産に関わる身体機能があり、生涯にわたる「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」は女性の人権の基本であることから、男女を問わず性を尊重する意識づくりを進めるとともに、思春期や出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた心と身体健康づくりを推進する必要があります。

また、若年層を取り巻く生活環境が大きく変化する中、飲酒や喫煙、エイズ等の性感染症、薬物乱用など、心身の健康を脅かす問題について積極的な広報や啓発を行い、健康被害に関する正しい理解が得られるよう努める必要があります。

■ 基本方針

男女の個人としての尊厳を重んじ、自ら健康な生活を営むことができるよう、健康に関する啓発や情報の提供に努めるとともに、各種保健事業や相談体制の充実を図ります。

■ 施策展開の方向

（１）生涯を通じた心身の健康管理の推進

- 男女一人ひとりが生涯を通じて自らの健康管理ができるよう、関係機関と連携し、各種保健事業や相談体制の充実を図ります。

- 女性が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等に関し、切れ目のない知識の普及啓発や情報提供に努めるとともに、母子保健対策事業の充実に努めます。

(2) 性を尊重する意識の浸透と母性の保護

- 女性の生涯にわたる健康支援の推進を図るため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する知識と、次世代に生命を引き継ぐという社会的に重要な役割を担う母性の保護の必要性について、正しい知識の普及・啓発に努めます。

(3) 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進

- 思春期の子どもを始めとして、男女ともに正しい保健や性に関する知識を持てるよう、子どもの発達段階に応じて、エイズや性感染症、喫煙、飲酒、薬物使用防止などに関する正しい情報を提供するとともに、自らの健康は自ら管理できるよう、学校や地域における健康教育や性教育の充実に努めます。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 生涯を通じた心身の健康管理の推進	「光市健康づくり推進計画」の推進	健康増進課
	各年代に応じた健康教育、健診体制の充実	健康増進課
	母親学級、家族学級、妊婦健康診査、マタニティ相談の実施	健康増進課
	乳幼児健康診査、育児相談等の実施	健康増進課
	おっぱいまつり等の開催を通じた子育て意識の啓発	子ども家庭課
	「乳幼児のためのおはなし会」や「マタニティ・プレママのための絵本カフェ」の開催	図書館
(2) 性を尊重する意識の浸透と母性の保護	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の概念の普及	健康増進課 学校教育課
	母性保護に関する啓発	健康増進課
(3) 心身の健康を脅かす問題につ	性教育や感染症等に関する正しい知識の普及・啓発	学校教育課 文化・社会教育課

いての対策の推進	薬物等による健康被害に関する情報の提供	健康増進課 学校教育課 関係各課
----------	---------------------	------------------------

■ 成果指標

指標名		近況値	目標値 (平成 33 年度)
①「健康づくりの推進」への市民の満足度		35.4%	35.4%以上
②がん検診受診率	子宮がん検診	23.1%	25.0%
	乳がん検診	19.8%	25.0%

近況値出典【年度】：①まちづくり市民アンケート【28】

②健康増進課【27】

重点項目 9

安心して暮らせる環境の整備

■ 現状と課題

全国的に高齢者人口が増加する中、男女が共に健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、高齢になっても自立して健康で安心して暮らせる社会が必要となります。

また、障害があることやひとり親家庭や貧困家庭であること、さらに女性であることなど、様々な状況が重なることによって複合的に困難な状況に置かれる場合もあることから、それぞれの状況に配慮して、誰もが安心して暮らせる環境を整備することが重要となります。

さらに、長寿社会において、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を活かし、性別や年齢、障害の有無に関わらず、あらゆる場に積極的に社会参画できる「生涯現役社会づくり」の実現が求められています。

■ 基本方針

性別や年齢、障害の有無に関わらず、市民が健やかに暮らせる「生涯現役社会づくり」の実現を目指し、経済的自立に向けた各種制度の利用促進や福祉サービスの充実に努めます。

■ 施策展開の方向

(1) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備

- 高齢者が、住み慣れた地域で、医療、介護、予防、生活支援、住まいのサービスが切れ目なく一体的に提供され、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・発展に努めます。
- 高齢者が、経験、技能等を活かし、積極的にあらゆる場への社会参画ができるよう、生涯現役社会の実現に向けた取組みを推進します。

(2) 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現

- 障害のある人への理解の促進や障害福祉サービスの充実等により、全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会（共生社会）の実現を目指します。

（３）ひとり親家庭等に対する支援

- 子どもの養育や健康面の不安又は経済的な問題を抱えるひとり親家庭や寡婦に対して相談体制の充実を図るなど、就業・自立に向けた支援に努めます。

（４）子どもの安全確保と健全育成

- 「光市要保護児童対策地域協議会」を中心に、地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止対策を総合的に推進します。

（５）その他困難を抱えた人々への対応

- 性同一性障害や外国人であることなど様々な要因に加えて、女性であることで、更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、関係機関と連携し、調査救済活動の取組みを進めるとともに、生活困窮者自立支援制度の充実を図ります。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
（１）高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備	介護予防・認知症対策の推進	高齢者支援課 関係各課
	権利擁護の視点に立った支援体制の確立	高齢者支援課
	生涯現役社会づくりの推進	高齢者支援課
	介護保険事業の円滑・適正な推進	高齢者支援課
（２）障害の有無によって分け隔てられないことのない共生社会の実現	障害者福祉保健サービスの充実	福祉総務課
	障害者（児）家族サポート事業の推進	福祉総務課
	障害者の雇用の促進	福祉総務課
	相談支援体制の充実	福祉総務課
（３）ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等へのヘルパー派遣事業の充実	子ども家庭課

	民生委員児童委員、母子・父子自立支援員による母子福祉等の相談機能の充実	子ども家庭課
(4) 子どもの安全確保と健全育成	児童虐待防止に向けた啓発活動	子ども家庭課
	児童虐待相談体制の充実	子ども家庭課
(5) その他困難を抱えた人々への対応	自立支援体制の充実	関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成 33 年度)
①地域ケア会議の開催回数 (年度)	34 回	63 回
②介護予防事業の参加者数 (年度)	2,156 人	3,450 人
③障害者雇用率	1.84%	2.00%

近況値出典【年度】：①②高齢者支援課【27】

③福祉総務課【27】

重点項目 10

男女間のあらゆる暴力の根絶

平成 19 年の「DV防止法」の改正において、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことに伴い、「第 3 次光市男女共同参画基本計画」に含める形で「光市DV対策基本計画」を策定します。

■ 現状と課題

夫婦や交際相手などの親しい間で行われる身体的・心理的・性的な暴力行為（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくためには、男女間のいかなる暴力も根絶しなければなりません。

市民アンケートによれば、DVを受けたことがある人は、女性 4.7%、男性 0.8% となっており、そのうち 52.4%の人が誰にも相談しておらず、その理由は、「我慢すれば何とかやっていける」との回答が最も多く、DVが潜在化している傾向が伺えます。

DV被害者の潜在化を防ぐためには、被害者の相談窓口を明確にし、広く周知を図るとともに、被害者の相談しやすい環境を整備していくことが重要となります。

また、DVだけでなく、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為や、近年ではインターネットを利用した暴力なども一層多様化しており、あらゆる暴力を許さないという意識を社会全体に普及していくことが重要です。

DV被害者は、度重なる暴力により身も心も傷つき、逃げる気力も体力もなくしてしまい、生きる希望を失っていきます。また、被害者のみならず子どもにも影響を与えることも多いため、保育サービスや就学支援等を行うとともに、子どもを取り巻く環境の整備も行う必要があります。

こうしたDVの防止及び被害者支援に関しては、「DV防止法」に基づき、庁内の関係所管だけでなく、警察、山口県男女共同参画相談センター、児童相談所、医療機関、民間支援団体等の庁外の関係機関との情報交換や連携強化を図ることが重要です。

■ 基本方針

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、関係機関との連携や地域における見守りを強化するなど、DVに対する相談・保護・自立に至る切れ目のない支援体制の充実を図ります。

■ 施策展開の方向

(1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり

- 人権を侵害するような暴力行為を許さない意識を醸成するため、講演会の開催や広報等を通じた啓発活動を推進します。
- 若い世代の男女間に起きている交際相手からの暴力（デートDV）防止のため、学校や職場等における「デートDV教室」の開催に努めます。
- セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のため、関係機関等と連携し、事業所等に対する啓発活動を進めるとともに相談体制の充実を図ります。
- 性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた取組みの推進や、相談体制の充実に努めます。

(2) 早期発見と相談体制の整備・充実

- 市広報やホームページの活用、啓発カードやパンフレットの配布、研修会の開催等を通じて相談窓口の周知を図ります。
- 警察、山口県男女共同参画相談センターなど関係機関と連携して、緊急時や夜間、休日等を含めた相談窓口の周知に努めます。
- 市は、DV被害者にとって最も身近な相談機関として、各相談機関からの情報の集約やきめ細やかな相談対応を行います。
- 関係部署、関係機関と連携し、多様化する相談に適切に対応するため、各種研修や講座を活用し、関係職員の資質向上を図ります。
- 緊急時における被害者の安全確保を図るため、山口県男女共同参画相談センターまでの同行支援や、県シェルターへの一時保護等に取り組みます。

(3) 被害者支援の推進

- 様々な支援制度などに関する情報の提供や関係機関との連絡調整を図ります。

- 被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係部署、関係機関と連携し、被害者の状況に応じた支援に努めます。

(4) DV防止対策推進体制の整備

- DV防止に係る啓発や被害者の支援のため、庁内関係部署と県や警察、また医療機関等の庁外の関係機関との円滑な連携に努めます。
- ボランティア団体、NPOなどの民間支援団体等と連携を図り、DV防止に係る啓発や被害者の支援に努めます。

■ 施策の展開例

事業	事業概要	担当課等
(1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり	講演会等の開催や広報等を通じた啓発活動の推進	人権推進課
	学校や職場等におけるデートDV防止教室等の開催の支援	人権推進課
	各種ハラスメント防止のための啓発	人権推進課 商工観光課
	各種ハラスメントに関し、国、県等と連携し、相談窓口に関する情報提供の実施	人権推進課 商工観光課
	相談体制の充実と情報提供	福祉総務課 子ども家庭課 学校教育課 人権推進課
(2) 早期発見と相談体制の整備・充実	市民への相談窓口の周知	人権推進課
	関係機関と連携した相談体制の整備	福祉総務課 人権推進課 関係各課
	関係部署、関係機関との連携を強化し、ワンストップ・サービス体制の構築	福祉総務課 関係各課
	被害者の安全確保を図るため、警察や山口県男女共同参画相談センターとの連携、県シェルターへの一時保護	福祉総務課 関係各課
(3) 被害者支援	被害者への支援制度の情報提供や関係機関	福祉総務課

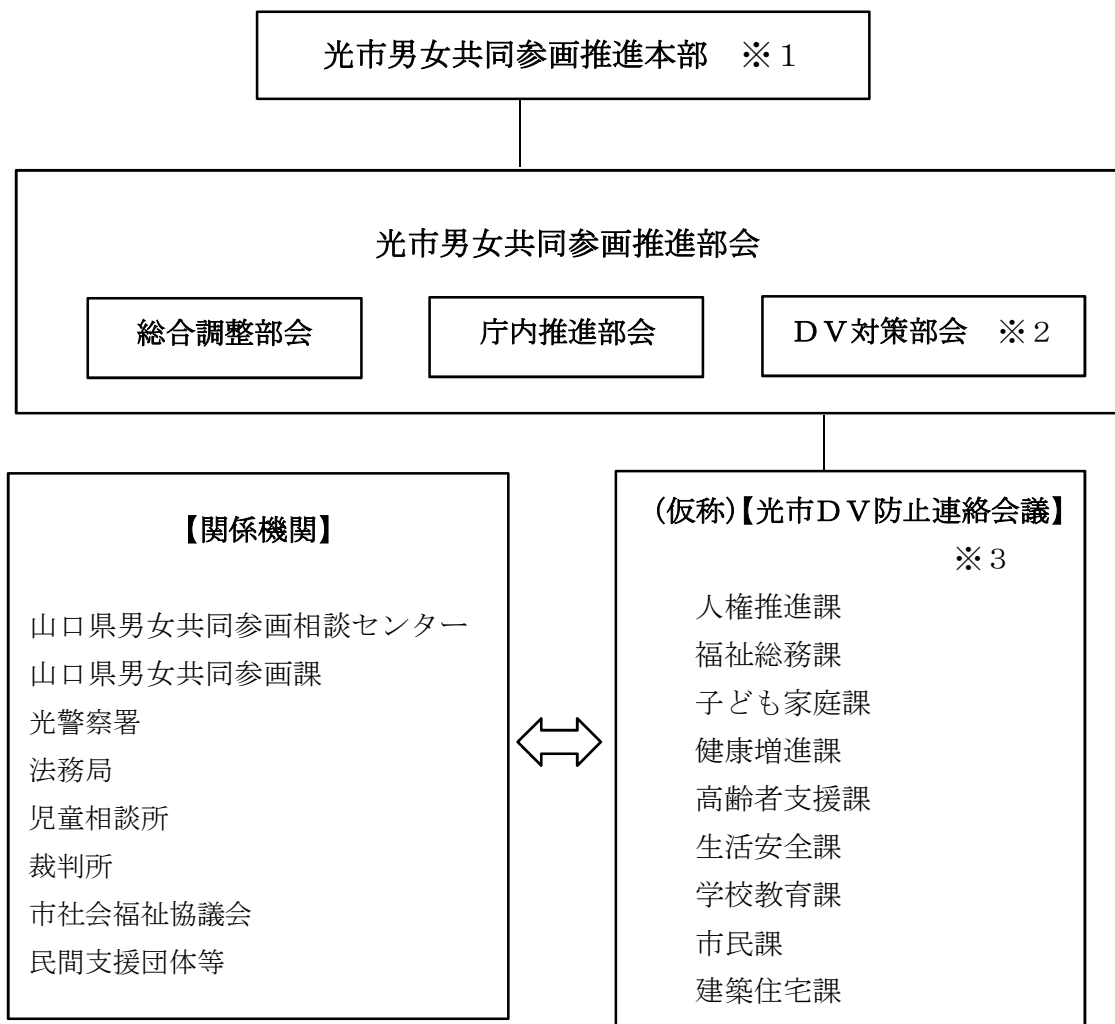
の推進	との連絡、自立支援の実施	関係各課
	被害者等に関わる各種手続きに関する情報管理の徹底	関係各課
(4) DV防止対策の推進体制の整備	庁内連絡体制の確立を図り、関係部署との連携	人権推進課 福祉総務課 関係各課
	警察、山口県男女共同参画相談センター等の庁外関係機関との連携	福祉総務課 関係各課
	ボランティア団体、NPOなどの民間支援団体等との連携	福祉総務課 関係各課

■ 成果指標

指標名	近況値	目標値 (平成33年度)
①DVを受けたことのある人の割合	3.1%	減少させる
②DVを受けたことのある人のうち、公的な相談窓口や電話相談に相談した人の割合	4.8%	4.8%以上

近況値出典【年度】：①②男女共同参画に関する市民アンケート【27】

連携・支援体制



※1 光市男女共同参画推進本部

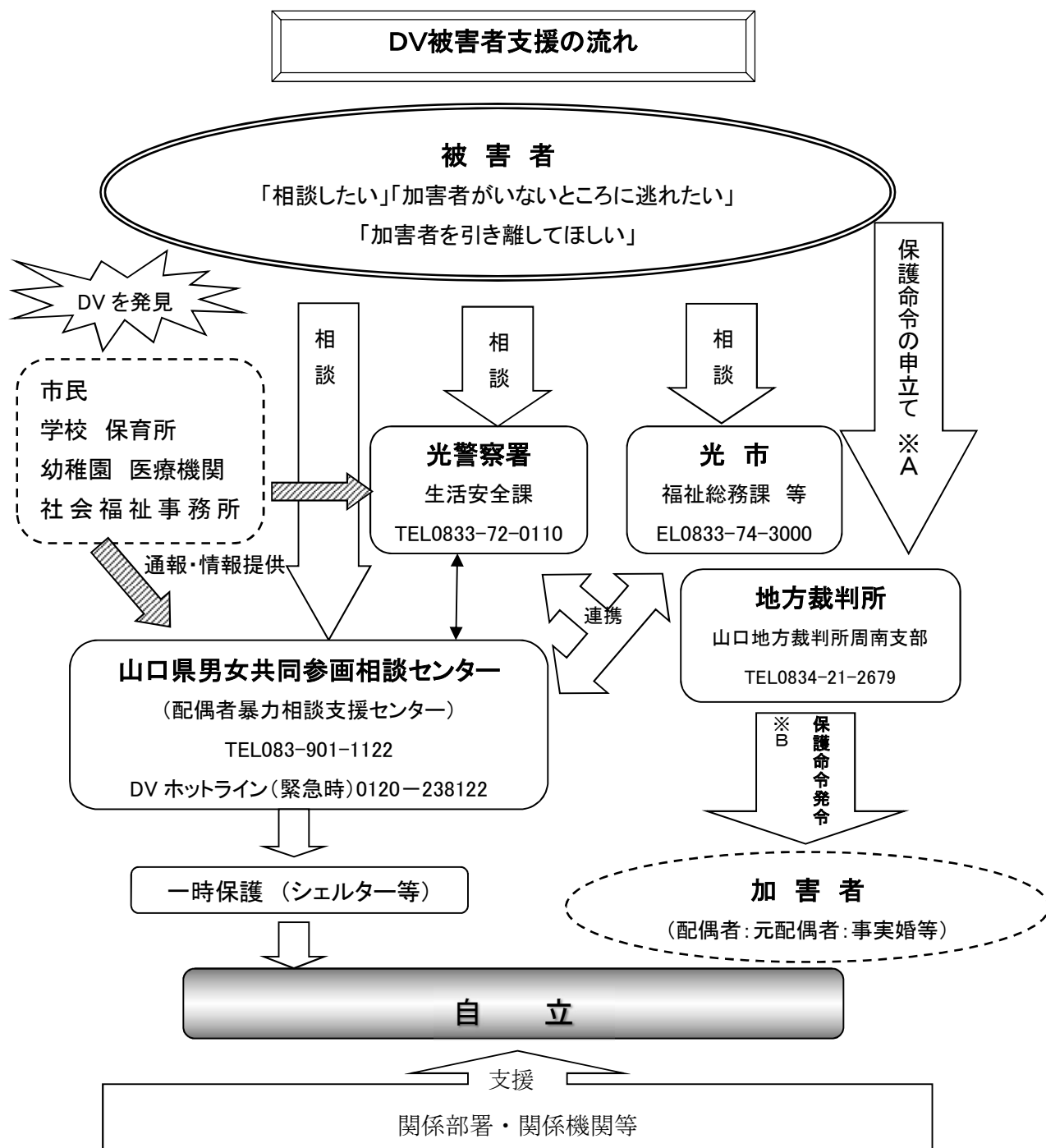
男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ効果的な取組みを推進するために設置した市長を本部長とする庁内組織

※2 光市男女共同参画推進部会 DV対策部会

推進本部の所掌事項のうち、配偶者等からの暴力等の対策の推進について、重点的対応をするために庁内に設置した組織で、福祉保健部長を部会長とし、関係課の課長で構成するもの

※3 (仮称) 光市DV防止連絡会議

配偶者等からの暴力の被害者支援に関わる関係部署の担当者が、相互の連携を強化するために庁内に設置する組織



※A 保護命令は身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた場合に限り申し立てすることができます。申立書の作成には山口県配偶者暴力相談支援センター(山口県男女共同参画相談センター)や警察へ相談した事実があればその事実を記載、相談していない場合は公証人役場で認証を受けた書類の添付が必要となります。

※B 保護命令には、接近禁止命令(被害者、被害者の子、被害者の親族等)、電話等禁止命令、退去命令があります。命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

D V（配偶者等からの暴力）とは？

○ 暴力の種類

身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
刑法第 204 条の傷害や第 208 条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

例： なぐる／ける／物をなげつける／平手で打つ／髪をひっぱる／引きずりまわす など

精神的暴力

心ない言動等により、相手の心を傷つけるもの。
精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

例： 大声でどなる／実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする／殴るそぶりや物をなげつけるふりをして、おどかす／生活費を渡さない／働かない、経済的圧迫をする など

性的暴力

性的行為の強要やいやがらせなど。

例： いやがっているのに性的行為を強要する／避妊に協力しない／見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる／中絶を強要する など

○ **暴力が与える影響**

度重なる暴力により、被害者は身も心も傷つき、逃げる気力も体力もなくしてしまい、生きる希望を失っていきます。また、暴力は被害者のみならず子どもにも影響します。

○ **なぜ被害者は逃げないのか**

被害者の「逃げない」「逃げられない」の背景には様々な問題が存在します。暴力による強い恐怖感や、感情の麻痺、自己評価の低下、相手がいつかは変わってくれるのではないかという期待など、逃げない理由は一つではありません。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、「光市男女共同参画基本計画」を総合的に推進していくためには、庁内外における推進体制の構築を充実させるとともに、市民や事業所、行政が一体となって取り組む必要があります。

計画の実効性を高めるために、関係部局との連携を図りながら適切な進行管理を行います。また、国や県、関係機関の動向を踏まえつつ連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

1 市民との協働による計画の推進

男女共同参画社会を実現するために、積極的な市民の参画を期待するとともに、様々な分野で活躍する団体、事業者等が男女共同参画に関する意見交換や情報の共有化を図るため、「光市男女共同参画推進ネットワーク」を中心に、「光市女性団体連絡協議会」との連携や市民との協働による計画の推進を図ります。

2 推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野にかかわりを持っており、全庁的に推進する必要があることから、庁内推進組織である「光市男女共同参画推進本部」を中心に、各部局が情報の共有化と連携の強化を図ります。

3 調査・研究の充実と情報の提供

男女共同参画社会の形成の推進に関し、市民組織で構成された「光市男女共同参画推進ネットワーク」において、施策に反映させるための意見交換を行うとともに情報の収集や提供に努めます。

4 国・県及び関係機関との連携

国・県を始め、関係機関との連携を図りながら、情報収集・提供の実施により計画を推進します。

5 定期的な計画の評価

本計画の進捗状況については、定期的に取り組み状況や数値目標の達成状況を点検・評価し、状況に応じて施策や数値目標の見直しを行います。見直しのプロセスにおいては、PDCAサイクルを活用します。

6 推進体制図

光市男女共同参画基本計画の推進体制

